

# 政策資料

No.262

《復刊157号》  
1988年7月1日

巻頭言 久保亘 .....1

\*トロント・サミットに関する申し入れ  
(党首会談) .....2

## 〈特集〉 税制関係

- 大型間接税(一般消費税)導入中止を  
求める申し入れ .....4
- 自民党の「税制抜本改革大綱」につい  
て(書記長談話) .....5
- 税制改革「北海道」国民公聴会にあた  
って(委員長) .....7
- 政府・自民党の「抜本税制改革」にと  
もなう国民の税負担と物価への影響に  
ついて(試算) .....9

## 〈資料〉

- 「経済運営五ヵ年計画」に対する談話 19
- 新行革審地価等土地対策に対する談話 20
- 「新テスト」への私立大学参加問題に  
関する申し入れ .....22

- 牛肉・かんきつ類自由化反対について  
の申し入れ .....22
- 電気通信事業法の「見直し問題」に対  
する取り組みの成果について .....23
- 「自衛官合祀拒否訴訟」最高裁判決に  
ついて(談話) .....25
- 米ソ首脳会談について(談話) .....25
- 談話(沖縄) .....26
- 労働組合法の一部を改正する法律案に  
対する修正案要綱 .....30
- 土地基本法案(社会・公明・民社・社  
民連共同提案) .....31
- 拘禁四法案に対する代表質問 .....33

## 今日の焦点

国境のない一つの欧州と E C の現状 .....39

日本社会党政策審議会



# 言頭卷



## 造反有理

久

保

亘

政策審議会副会長

埼玉県知事選挙の結果は、畠知事のすぐれた実績に対する県民の評価であることは勿論であるが、大型間接税反対を正面に掲げての闘いであつただけに、昨年の岩手における参議院議員補欠選挙につづく快挙であつた。

国民は三百議席の自民党に日本の政治を決して白紙委任していないことを示したものである。とくに公約違反、国民不在の税制改革に対する有権者の反撃であり、「造反有理」といわなければならぬ。

この「造反有理」の結果を無視して、七月臨時国会を召集し、大型間接税導入の税制改革を强行すれば、選挙の結果が表わしている國民の意志を議席多数で押し

つぶす暴挙として糾弾されるだろう。社会党をはじめ野党は、総抵抗の先頭に立すべき使命を確信をもつて遂行しなければならない。

中曾根政権が、公約違反の故に、また反国民的内容の故に破綻させられた売上税を消費税に名を変えても、その本質に変わりがないことは自民党税調の改革大綱を一見すれば明らかである。税は本来、税負担における垂直的公平によって、生活における水平的公平を期することが目的である。不公平は正に殆んど手を着けず、富める者の減税を大衆の増税で賄う税制改革が許されてよい筈はない。

竹下内閣が、約束させられていてみても、その本質に変わりがないことは自民党税調の改革大綱を一見すれば明らかである。税は本来、税負担における垂直的公平によって、生活における水平的公平を期することが目的である。不公平は正に殆んど手を着けず、富める者の減税を大衆の増税で賄う税制改革が許されてよい筈はない。

竹下首相のいう「六つの懸念」こそ大型間接税の決定的欠陥である。国民の意志を議席多数で押し

しようとする大蔵省の減税効果試算ぐらい国民をなめたやり方はない。

臨時国会を開くなら、議会制民主主義を問い合わせをして来るべきであるし、いかなる反逆も「造反有理」である。

竹下内閣が、約束させられているもう一つの改革は教育改革である。中曾根政治における戦後政治の総決算は、究極改憲にいたる新国家主義への道であった。臨教審は、その隠れミソとして、自由を装いながら民活化を論じつつ教育の管理支配に道を開く矛盾にみちをかけてつづけねばならない使命であることを逆手にとつて、政治が教育を支配する道具にする愚かさを告発する現場教師と父母の声を真剣にうけとめなければならない。子どもたちに、いつか来た道を繰り返させない「造反有理」である。

(くぼわたる・参議院議員)

を義務づけ、条件付採用期間を延長する教育公務員特例法等の一部改正の強行は、まさにその本性を露呈したものである。

現場教師に対する不信と、日教組に対する敵意の上に用意される法案が、改革の名に値しないことはいうまでもない。兵営としては、

# トロント・サミットに關する 申し入れ（党首会談）

今月一九日からトロントにおいて第一回の先進国首脳会談が開かれる。今回の首脳会談は、政府の「経済運営五ヵ年計画」も強調するように、時代の転換点ともいべき内外情勢の下で開催される。しかも、米ソ首脳会談は世界経済の活性化のためにも軍縮平和の課題が密接不可分であることを世界に明らかにした。こうした転換点にあってわが国は、「世界とともに生きる日本」の具体的な決意と政策が問われることとなる。

世界一の債権国といわれるわが国の国際的役割は、われわれが考える以上に重いのであり、その場しのぎや一人よがりの態度は許されない。したがって、世界とともに生きることは、とりも直さず国際協調に積極的に対応することであり、同時に、政治・外交、経済の面で特定の国に依存しない自立の戦略を持つことである。

「地球こそ人類全体にとってかけがいのないふるさと」（竹下総理の国連軍縮総会演説）

であるならば、経済問題だけでなく軍縮問題や環境問題、人権問題など、世界とともに生きる先進諸国の責務は重大である。

したがつて、日本政府はトロント・サミットに当たつてこのような視点を踏まえ、以下の諸点についてわが国の立場を強調し、その実現に努めるよう要求する。

## 記

一、世界経済は急速な為替レートの変動、株価の暴落を経た後、各国の政策協調によって小康状態にあるが、恒常的安定に向けての努力は引き続いて先進諸国に課せられており、その場しのぎや一人よがりの態度は許されない。アーリカの「双子の赤字」は改善の兆しが見え、世界経済にとって明るい材料となっているが、「双子の赤字」とりわけ財政赤字の削減の努力がなお求められている。また、わが国は内需拡大により对外不均衡が縮小傾向にあるものの、内需型経済に向けての持続的な成長が要請されてい

る。したがつて、アメリカに対しても「双子の赤字」解消の努力を引き続き強く求めるとともに、国民生活の質の向上のための内需型経済構造転換へ向けて積極的な財政の出動を図るなどの具体的な政策を提示すること。

為替安定のためのサーバーランスなど、引き続き政策協調を強化するとともに、いわゆる「監視ゾーン」については、政策協調の範囲を逸脱する恐れがあり、慎重な態度で臨むこと。また、各國の構造調整の具体策に当たつては、「付加価値税」を外圧を利用して導入する態度をとらないこと。

## 二、保護貿易主義にたいしては毅然とした態度で臨むべきである。とくにプロック化や二国間協定などについては、自由貿易主義

の原則を崩壊させる危険性があり、世界経済にとつて障害となることを強調すること。

その場合わが国は、製品輸入の拡大などの措置を講じる等の努力を明らかにすることが必要である。

アメリカの保護主義台頭の背景にはわが国の集中豪雨的な輸出主導の体質があつた。したがつて、対米偏重の貿易構造の是正が必要であり、アジア、太平洋諸国、ECC諸国、社会主義諸国など均衡ある貿易構造へ転換を図ることが肝要である。

その際、アジアNICSの今後の世界経

濟に占める比重、及び我が国を含んだアジア諸国の自立と共存・共生のために「アジアN I C S バッティング」のような政策を排除するとともに、N I C S 諸国がO E C D に参加できるなどの条件づくりに率先して努力すること。

また、東西の経済交流に障害となつてゐる、冷戦の遺物とも言ふべき「ココム」の再検討を提起すること。

三、各国が食糧の安定供給を確保し、主要農産物についての自給体制を堅持することは、世界の平和と安定にとって肝要である。したがつて、二一世紀をにらんだ食糧の安定供給と各国の主要農産物についての自給体制の堅持を柱とした、新たな農産物貿易ルールの確立を提起するとともに、わが国のコメ、牛肉、オレンジ、乳製品、でんぶん等についての非自由化措置について理解を求ること。

四、I N F 全廃条約の調印、戦略核削減をめぐる米ソ首脳会談など世界は新たなデタンクへ向けて動いている。竹下総理の「今こそ我々は核廃絶、更には全面軍縮を人類の究極目標として堅持すべき」であり、「二度と軍事大国とはならない」との決意を評価するとともに、その具体化を求めたい。

したがつて、G N P 大国となつたわが国の世界に対する貢献の道は、アメリカの軍

事的肩代わりの道ではなく、経済的成果の世界への還元にある。経済力に比べて低い水準にある政府開発援助（O D A）を大幅に拡充することは緊急の課題である。その場合、少なくとも一九九二年までにO D A の対G N P 比を国際的目標数値である〇・七%に引き上げるとともに、O D A に占めるグラント・エレメント比率の向上、アンタイド・ローンの増額、「戦略援助」の中止など、相手国の自立的経済発展のための援助への質的転換を図ること。また、地球規模での環境保全、飢餓救済の食糧援助、留学生受け入れの抜本的な拡充等にO D A の有効的活用を図ること。そのために「経済協力基本法」の制定を急ぐこと。

同時に、累積債務国へのO D A の返済免除の拡大、民間銀行の持つ債権のリスクギュール金利引き下げの差額補償など、累積債務問題解決に向けた抜本的対策を協議すること。

五、画期的な世界的規模での軍縮を実現するため、米ソだけではなく先進諸国が積極的に努力するよう、平和憲法を持ち、また世界最初の被爆国である我が国がイニシアティブを發揮すること。そのため、竹下首相提唱の「核実験の検証会議」のわが国での開催について各との理解を求め、実現させること。また、海洋核の削減を議題とす

るとともに、「アジア・太平洋非核地帯」の設置についての検討を提起すること。併せて通常兵器の軍縮についても強調し、そのため、来年度の防衛予算を対G N P 比一%枠に抑えるなど、我が国が率先して防衛費の削減の意思を明らかにすること。

また、いわゆる「紛争地域への要員派遣」については、平和憲法の立場から極めて問題であり、安易な国際公約は厳に慎むこと。

六、一九八八年は、世界人権宣言から四〇周年の記念すべき年である。すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、社会的出身、財産、門地その他の地位を理由に差別されはならない、という世界人権宣言の規定は、人類普遍の原則であり、いかなる社会体制をも超えたものである。

しかるに、南アフリカ共和国のアパルトヘイト（人種隔離）政策をはじめ、世界には数限りない差別と人権侵害が存在し、日本においても種々の差別が存在する。したがつて、日本政府は日本国憲法を踏まえ国際人権規約選択議定書、人種差別撤廃条約の批准をはじめ、日本国内からいつさいの差別を排除する「人権立国」の立場を鮮明にするとともに、サミット参加国が世界人権宣言四〇周年を機に、地球上からいつさの差別、人権侵害をなくす共同行動に立

ち上がるよう主張すること。とくに、アパルトヘイトの撤廃は緊急課題であり、経済制裁措置の強化をはじめ反差別の共同対処を急ぐこと。

七、今年のオリンピック大会は、モントリオール、モスクワ、ロサンゼルス大会のいずれもが不正常な大会に終始したことから、一二年ぶりの平和と連帶の世界祭典とすべきである。史上最多の参加となる今年こそ

オリンピック精神を復活させ、必ず成功させねばならない。したがって、南北朝鮮のすべての人々が双手をあげて参加できるオリンピックとするために、南北の共通の意思の上に、立派にオリンピックが成功することを期待し、あらゆる可能性を追求する日本政府の決意を明らかにすること。また、サミット参加国にも、そのための最大限の努力と協力を提起すること。

右、申し入れる。

一九八八年六月一〇日

日本社会党中央執行委員長

内閣総理大臣 土井たか子

竹下登殿

## 特集

### 税

### 制

### 関

### 係

一九八八年六月一〇日

## 大型間接税（一般消費税）

### 導入中止を求める申し入れ

においては大型間接税創設を既定事実化しようとしている。

しかし、大型間接税については、一九七九年一二月の国会決議に違反することはもとより、八五年二月の政府統一見解並びに八六年七月の衆参同日選挙における自民党の選挙公

竹下総理の諮問に基づく政府税制調査会の

と称する大型間接税（一般消費税）の導入を抜本的税制改革に関する「中間答申」そして自民党税制調査会における議論が、新消費税

始していることは明白であり、政府・自民党

は全国民、国会に対する背信行為であることは明らかである。また、大型間接税が内需主導、個人消費拡大に基づく国民の生活水準向

上という、今日の経済運営の最重点課題の達成の阻害となり、地域経済の停滞を助長させることも明白である。

したがつて、わが党は、貴下の総理・総裁としての責任において、また貴下の税制改革論議における責任と言動にかんがみて、今回の税制改革作業から大型間接税（一般消費税）導入検討をただちに除去するよう重大な決意をもつて申し入れる。

また、過般の通常国会において合意された大型間接税抜きの今年度減税の具体案並びに不公平税制の是正策について、早急に確定し、その処理方策を提示するよう強く要求する。

右、申し入れる。

一九八八年六月一〇日

日本社会党中央執行委員長  
土井たか子

内閣総理大臣  
自由民主党総理

竹下登殿

この「消費税」は、「一般消費税」（仮称）と基本的仕組がまったく同一であり、「一般消費税」（仮称）を否定した大平内閣当時の国会決議に真正面から背くものである。またそれは、「売上税」よりも非課税範囲を限定し、免税点を年間課税売上高三千万円（売上税は一億円）へ引き下げたために、かえつて「大型間接税」そのものになつたとい

## 自民党の「税制抜本改革 大綱」について（談話）

日本社会党  
書記長 山口鶴男

えよう。このような「消費税」の導入は、「大型間接税を導入する考えはない」としてきた政府・自民党の国民に対する公約に百%違反するものであり、弁解の余地はない。「大綱」決定を先に延ばし、減税を強調した自民党の手練手管にもかかわらず、「消費税」導入如何が最大の争点として争われた一二日投票の埼玉知事選においても、圧倒的多数の埼玉県民は国民を代表して「消費税」ノ一、《大型間接税ノ一》の審判をしているのである。この世論を無視し、政府・自民党は大型間接税である「消費税」の導入に固執しているが、これは税制の最も重要な基盤である国民の信頼を破壊しようとする暴挙以外の何ものでもない。

国民の判断を真摯に仰ごうともせずに、七月に臨時国会を召集し、法案成立を急ぎ、来年四月から「消費税」を强行しようとす

る政府・自民党の企てを断じて容認するこ  
とはできない。

二、自民党の「大綱」は、国民の圧倒的な要  
求である不公平税制の是正には何らの誠意  
ある取り組みもみられない。

わが党は、大型間接税導入を優先させる  
政府・自民党の税制改革を批判し、不公平  
税制の是正が先決であると再三にわたり主  
張してきた。国民世論に応え、不公平税制  
の徹底的は是正によって、税に対する国民の  
信頼を確立することなしには、如何なる税  
制改革もありえない。また、直間比率の是  
正によつて不公平が解消されることは明  
白なことである。しかしこうした点を自民  
党は一切顧みようとはせずに、不公平税制  
の是正は大型間接税導入のための糊塗策と  
しての位置付けに終始しており、政府税調  
の「中間答申」よりも明らかに後退してい  
る。資産課税の強化、総合課税の推進もな  
いがしろにされ、「みなし課税」が横行して  
いる。これからは不公平を拡大する危険性  
の強い措置である。

わが党はすでに、地方税を含めて二四項  
目にのぼる不公平税制の検討項目を提起  
し、それについての公党間の公開討論を要  
求してきたが、改めてそこから税制改革の  
議論を再出発させるよう強く求めた。

三、自民党の「大綱」は、以上の基本的問題

にとどまらず、わが国の税制をかえつて不  
透明なものとし、「消費税」と分離課税の拡  
大によつて、不公平をさらに助長する恐れ  
が強い。「大綱」の主要な問題点は次の諸点  
である。

第一に、一兆八〇〇億円の法人税減税  
を大企業を優遇する法人税の特別措置等の  
適正化による課税範囲の拡大によつては到  
底賄い切れず、大型間接税による大衆増税  
によつて穴埋めされようとしていることで  
ある。五兆六〇〇億円の減税を三%の「消  
費税」で補填することは到底不可能であり、  
税率はすぐに引き上げられ、中低所得者の  
負担軽減とは逆に、中低所得者にとって増  
税になることは明らかである。また大企業  
の基礎税率は四二%から三七・五と四・五  
%も引き下げられるのに対し、中小法人の  
税率は三〇%から二八%と二%しか引き下  
げられないが、これを大企業優遇、中小冷  
遇と言わざに何と言うのであろうか。

第二に、所得税・個人住民税の税率を簡  
素化・累進構造の緩和を行ふに当たつては、  
総合課税の推進が伴わなければ、不公平が  
拡大することにもなりかねないにもかかわ  
らず、その視点がほとんどない。また、資  
産格差が急激な拡大傾向にある中、資産性  
所得に対する課税の適正化が急務の課題で  
あるにもかかわらず、株、土地等に対する

税制の改革には多くの問題が残されてい  
る。

第三に、竹下總理が「六つの懸念」とし  
て指摘した大型間接税の根本的欠陥、すな  
わち逆進性、不公平感の拡大、非課税世帯  
の負担増、導入後の税率引き上げ、納税コ  
スト、物価上昇に対し、その具体的な解決策  
は何も示されていない。また納税事務負担  
に対処するため、一般消費税型の帳簿方式  
の「消費税」を採用し、非課税範囲を限定  
し、免税点を引き下げるとともに、簡易課  
税方式を大幅拡大（年間売上高五億円）し  
たが、逆進性への対応に反するばかりか、  
税負担が一層不明確になり、中小業者や不  
況業種の価格転嫁の困難性が増す一方で、  
独占禁止法の規制緩和の援護射撃によつ  
て、市場支配力の強大な大企業は税負担以  
上の物価引き上げさえ可能となる。「消費  
税」は中小業者や一般消費者に過大な負担  
を強いる可能性が強く、不公平拡大の危険  
性が秘められているのである。その他、不  
正確な国境税調整、免税点が三〇〇〇万円  
でも六八%の業者が非課税業者となること  
から、一物二価の発生などの問題も依然残  
されており、かえつて矛盾は拡大されてい  
るとさえ言えよう。

四、自民党の「大綱」には税制改革に対する  
理念も目標もない。ただただ、大型間接税

の導入を成功させようと、減税規模を膨らまし、大型間接税の税率を引き下げ、名称を「消費税」とするなど「売上税」に小手先の修正を施しただけである。なぜ、今大型間接税が必要なのか、説得力のある説明は何一つ明記されてはいない。高齢化を云々するのであれば、二一世紀福祉日本のビジョンをつくる作業の中で税制抜本改革は論じられなければならない。経済・財政状況を勘案すれば、今年中に法案の成立を強行する必要はないし、自民党の都合以外に急ぐ必要もない。三年程度の国民的議論を開くべきである。

そしてまずは、六三年度減税に関する与野党間の約束と抜本税制改革とを切り離して実行し、その後、中長期の展望に立つた税制改革の論議を白紙からやり直すべきである。わが党は、国民のための税制改革の議論を積極的に推進していく。竹下首相は公約違反の大型間接税の導入を断念するか、あくまで導入に固執するのであれば、国会を解散し、その是非を国民に問うべきである。

## 税制改革「北海道」

### 国民公聴会にあたつて

日本社会党  
委員長 土井たか子

花々が一斉に咲き誇り、新緑香る清々しい北海道を訪れ、本日は札幌市民のみなさん、どさんこの皆さんと税制改革問題について意見交換できることを非常にうれしく思います。たくさんのご参集をいただきましてありがとうございます。

口述人となつて頂きました方々、またご参加頂いている皆さんのご意見をつぶさに承り、わたくしどもの今後の政策活動、国会活動などの大きな糧として、必ずや国政に反映させてまいりたいと考えておりますので、本日はぜひ社会党に対する注文、ご意見も含めまして忌憚のないご議論をいたくよう冒頭お願い申し上げます。

二五日で竹下内閣初の通常国会も終わりましたが、この国会ひとつで竹下首相の体質が

如実に明らかになつたと思います。日米軍事協力問題、農産物自由化問題、教育問題、奥野発言問題など様々な問題がありましたが、本日のテーマの税制改革問題に絞りましても竹下内閣の姿勢は非常に残念なものでした。政府自民党の国民に対する三つの公約問題、大型間接税の定義の問題、六三年度所得税の減税問題、これらの重大課題について真剣に論議し、国民や野党の声に耳を傾ける政治姿勢がうかがえなかつたことは、国際社会のリーダーの一人、日本の宰相としての竹下氏の資質に疑念をもたざるを得ません。とくに、六三年度所得減税等の国会会期中の処理について与党總裁としてリーダーシップを發揮しえず、約束破りを黙過したことは、国会を政

とも意味し、許しがたき欺瞞的姿勢です。

わが党は、今後、約束通りの六三年度減税実施と大型間接税導入中止を強く迫り、解散も辞さずの決意で臨みます。

竹下首相は、年初からしきりに七九年の「一般消費税（仮称）」に係る国会決議について、財政再建ではなく税制改革を目的とするなら必ずしも拘束されないかの発言を繰り返してきましたが、自民党税調において大型間接税の方式が一般消費税型に確定してきたことを考えれば、大型間接税導入、しかも一般消費税の創設を就任の時から企図してきたことは明らかです。わたくしどもは、こうした「まず、大型間接税ありき」の税制改革論議には断乎として反対いたしました。与野党間の税制協議、臨時国会開催など様々な動きがありましたが、まず大型間接税抜きで、抜本的税制改革とは切り離した六三年度所得減税等の実施時期、方法の確定が先決であり、次に国民誰しもが要求しながら政府税調や自民党税調においては見送られたり、あいまいにされたりしている不公平税制のは正が徹底的に議論されるべきです。私は福岡における税制改革国民公聴会でも提起しましたが、全会派による不公平税制は正をテーマとした公開討論を改めて主張いたします。

わたくしどもは、大型間接税抜きの減税実施という書記長・幹事長会談における自民党

の回答について、その財源は六三年度においては剩余金や自然増収等をもって手当てし、六四年度以降分については与野党の政策担当者間の協議では正及び是正検討を合意しております不公平税制の各項目によって恒久的に確保するものと理解しております。したがいまして、まず、不公平税制のどこから手を付けるべきかを十分に国民の皆さん前で議論いたしたいと考えます。政府与党の一部においては早くも臨時国会の招集時期に言及しておりますが、まず、大型間接税抜きの六三年度所得税等減税の実施と不公平税制は正についてはつきりとした方針を政府・自民党が提示するのが筋道であると思われます。

さて、本日は、公聴会でございます。しかも、政府税調主催の公聴会と異なりまして、皆さんの声をそのまま税制改革に反映させることを目的とし、税制改革の主役は納税者であります。先日発表し、本日配布させて頂いていますが、大型間接税のもつ逆進性は拭いがたいものであり、大型間接税の基本的性格でもあります。先日発表し、本日配布させて頂いているわが党のコンピューター試算によりましても、自民党がいま宣伝している大幅減税を実施し、大型間接税の非課税範囲を広くとつても税率五%では年収六〇〇万円以下の勤労者にとつては全部増税、仮に税率三%としても現在税金を納めておられない方々はもとより、年収四五〇万円以下の皆さんにとつては増税となります。とりわけ、年金生活者をはじめとする高齢者、これから結婚し、子ども

員もある連合の山田事務局長も指摘されていますが、これだけの大改革、しかも国民全てにかかる税制問題でありますから税制改革基本法を制定してはどうか、というのももつともあると思います。さらに、国際化の進展の中で今後益々国民全体にかかる重大方針が問われることが多い参りますので、この際、国民投票制度を整備し、その第一歩としてこの税制改革問題を国民の直接選択に委ねてはどうかとも考えます。いずれにしても、国民の信を問わず、約束を破り、拙速にことを進めようとしてすることについて大きな憤りすら覚えます。

第二に、例えば竹下首相自身、大型間接税について「六つの懸念」を表明しております。直間比率は正を金科玉条のようにいいます。が、大型間接税のもつ逆進性は拭いがたいものであり、大型間接税の基本的性格でもあります。先日発表し、本日配布させて頂いているわが党のコンピューター試算によりましても、自民党がいま宣伝している大幅減税を実施し、大型間接税の非課税範囲を広くとつても税率五%では年収六〇〇万円以下の勤労者にとつては全部増税、仮に税率三%としても現在税金を納めておられない方々はもとより、年収四五〇万円以下の皆さんにとつては増税となります。とりわけ、年金生活者をはじめとする高齢者、これから結婚し、子ども

を育て、マイホームを持つとする若年層の皆さんにとつては大増税となります。なぜ、うまくいっている直接税中心でそれを補完する資産課税強化ではいけないのか、理解したいと考えます。

第三に、北海道もそうですが、日本全国、地方においては東京一極集中に対比し、非常に厳しい経済社会情勢となつております。農産物自由化問題がこれに追い討ちをかけようとしており、第一次産業も地場中小企業も大変な経営難となつております。こうした時に大型間接税が日本経済全体にプラスとなるのかどうか、内需振興、個人消費拡大が国の経済の中心課題であるときに個人消費の落ちこみを招くような間接税を導入すべきであるのか、という問題であります。政府は、「経済運営五ヶ年計画」を策定し、内需主導型経済構造への転換をはかるとし、竹下首相の六月サミットへのお土産としようとしていますが、これとも矛盾いたします。しかも、一方において、福祉・年金・医療あるいはその他のサービス、給付をとりましても税金の使途についてはなんらのビジョンも示されておりません。わたくしどもは重大な危惧を抱いております。

以上、わたくしどもの基本的な問題意識を申し述べさせて頂きましたが、わが党の具体的な方針等につきましては政審会長ほか担当

執行委員も参つておりますので後ほどご説明させて頂きます。

自民党税調は、中間自治体選挙や国民の反発を気にしてか、大型間接税含みの税制改革大綱の決定をするすると延ばしております。しかし、大型間接税導入が前提となつてゐる限り、国民の声は変わらず、益々高くなること

を確信しております。構造不況、農産物自由化問題をはじめ困難な課題をいくつも抱えているにもかかわらず、横路道政のもとで懸命のご努力をされている皆さんの声を必ずや生かしていく決意ですので、どうか熱心な充実した公聴会としていただくことをお願ひし、ごあいさつといたします。

一九八八・五・一六

## 政府・自民党の「抜本税制改革」にともなう国民の税負担と物価への影響について（試算）

日本社会党

途に大型間接税の導入を柱にした「税制改革の大綱」を決定しようとしている。

もちろん現在、政府・自民党の税制改革案は具体的に細部にわたつて最終決定されてゐるわけではないし、その内容が公表されてゐるわけでもない。しかし、「新消費税（略称）」という名の大型間接税の導入は既定路線とされており、わが党は現段階で早急にその大衆

政府・自民党は、国民の反対で廃案になつた昨年の売上税の経過を全く反省せずに、大型間接税の導入を強行しようとしている。去る四月二八日、政府税制調査会は「税制改革についての中間答申」を提出し、累積排除方式の多段階課税の大型間接税の創設を提唱している。それをうけ、自民党も五月一〇日以降、連日税制調査会を開催し、五月下旬を目

増税の内容を明らかにする必要があると考え試算を行つた。政府税制調査会の「中間答申」を基に、一定の仮定をおいて試算せざるをえず、その点では、今回の試算は中間的なものではあるが、これによつて政府・自民党の税制改革が国民に与える影響は基本的に明らかにされている。

ではあるが、法人事業は実質大幅減税となる。また大幅に拡大され三兆円を上回るとと思われる所得税・個人住民税減税と数千億円の相続税の軽減を考えれば、新消費税の税率3%程度で減税財源を確保することは不可能である。減税が先行実施されたとしても、近いうちに必ず税率を引き上げなければならなくななる。それを無視し、3%の税率を考えてみても、非課税範囲を狭くした場合で約四五〇万円、広くした場合四〇〇万円以下は増税になる。これは、減税の恩恵に浴するのは金持ちであり、また「新消費税」が逆進的課税で、低所得者にかなりの負担増をもたらすことを証明している。

(1) 年収六五〇万円未満は増税

第一表は「新消費税」創設が平年度ベースで家計にどのような影響をもたらすか、所得税・個人住民税の減税と併せて増減税がどうなるのかを試算している。非課税範囲を狭くした場合と広くした場合とで試算を行つてゐるが、徴税・納稅事務簡素化の観点から非課税範囲は輸出・金融・資本取引などに限定される可能性が大きい。そこで新消費税の税率が5%で非課税範囲を極力狭くした場合を見ると、標準世帯（夫婦子供二人で給与收入を得ている者一人）では年収六五〇万円でも事実上減税の恩恵を受けない場合が出てくる。また、非課税範囲のある程度広くとっても税率5%では、年収約六〇〇万円未満は増税になる。

一兆四七〇〇億円以上の法人税減税が予想されるが、法人税における不公平税制のは是正は自民党段階でますます不徹底になり、大企業を中心に法人税は実質大幅減税となる。また大枠に拡大され三兆円を上回るとと思われる所得税・個人住民税減税と数千億円の相続税の軽減を考えれば、新消費税の税率3%程度で減税財源を確保することは不可能である。減税が先行実施されたとしても、近いうちに必ず税率を引き上げなければならなくななる。それを無視し、3%の税率を考えてみて

## (2) 非課税物品でも税負担はゼロにはならない

第2表に明らかなように、食料品等を非課税とした場合でも、税率5%で1~3%程度値上がりし、非課税であつても税負担をこうむる。非課税とされれば「新消費税」とは関係がなくなり、逆進性が緩和されるかのようないい印象が与えられているが、非課税取引の設定によつて逆進性の弊害をなくすことは不可能である。非課税物品が値上がりするのは、非課税物品の生産にあたつて課税物品の原材料を投入するが、それが仕入控除されないために、その税負担をこうむるからである。非課税を完全なものにするには、ゼロ税率の全面的採用以外に有効な方策はない。

また多くの課税物品が税率以上に値上がりしているが、これは累積課税を完全に排除できないために生ずる現象である。非課税範囲を拡大すればするほど、この弊害は大きくなる。

家計支出に対する「新消費税」負担割合は、第2表の最後の項に明らかにされている。税率5%の場合、非課税範囲の違いでそれぞれ一二五〇万円）では一・五七%にしかすぎない。負担割合が税率5%を超えるのは、非課税引などによつて税が累積するからである。

これは消費者物価を引き上げる要因であるが、消費者物価上昇に与える影響は強いと

予想される。

### (3) 「新消費税」の税収総額

「新消費税」の税収総額約(平均家計の新消費税負担額) × (世帯総数)

世帯総数

1兆4,000世帯(一九八六年、「人口推計資料」)

① 税率五%、非課税範囲を狭くした場合

12.25万円 × 37,544,000 = 45,991.4億円

1988年度ベースの数字にするため

×(1987・1988年度の民間最終消費支出の伸び率)

45,591.4 × (1042/1000 × 1051/1000) ≈ 5.00兆円

② 税率五%、非課税範囲を広くした場合

(8.95万円 × 37,544,000 = 33,601.88億円)

×(1042/1000 × 1051/1000) ≈ 3.68兆円

③ 税率五%、非課税範囲を狭くした場合

(7.35万円 × 37,544,000 = 27,594.84億円)

×(1042/1000 × 1051/1000) ≈ 3.02兆円

④ 税率五%、非課税範囲を広くした場合

(5.37万円 × 37,544,000 = 20,161.12億円)

×(1042/1000 × 1051/1000) ≈ 2.21兆円

(改正想定案)

## 2 試算の前提条件などについて

(試算はすべて夫婦子供二人で、給与収入を得ている者一人の標準家計)

① 所得税・個人住民税について

政府税調素案の「改正案の一例」を基

本にじ、自民党税制調査会の動向をも考慮した。

### 個人住民税

課税所得	税率
~ 300万円	10%
~ 700	20
~1,000	30
~2,000	40
2,000~	50

### 所得税

課税所得	税率
~ 300万円	10%
~ 700	20
~1,000	30
~2,000	40
2,000~	50

(現行、1988年度)

### 個人住民税

課税所得	税率
~ 150万円	5%
~ 200	7
~ 300	10
~ 460	12
~ 950	14
~1,900	15
~1,900	16

### 所得税

課税所得	税率
~ 150万円	10.5%
~ 200	12
~ 300	16
~ 500	20
~ 600	25
~ 800	30
~1,000	35
~1,200	40
~1,500	45
~3,000	50
~5,000	55
5,000~	60

(2)

諸控除

人的控除（基礎・配偶・扶養）を各  
五万円（弓め上げ）、所得税三八万円（現  
行三五万円）、個人住民税三万円（現  
行二八万円）とする。

配偶者特別控除を所得税一九万円  
(現行一六・五万円)、個人住民税一一六・  
五万円（現行一四万円）とする。適用

収入限度額については、現行八〇〇万  
円を一〇〇〇万円に弓め上げる。  
生命保険料控除は一律二万円。

給与所得控除後の所得は、所得税法  
別表7の付表（年末調整のための給与  
所得の源泉徴収税額表の付表）を使用。  
社員保険料控除については

(年収ハ11回・五万円未満)

健康保険料+厚生年金保険料控除額  
=年収×79.44/1000

(年収824.5万円以上 1181.5万円未  
満)

健康保険料控除額

=標準報酬月額保険料額表の負担額×  
12

厚生年金の控除額

=29,140円×12

雇用保険料控除額

=年収×5.5/1000

(年収1181.5万円以上)

健康保険料控除額

$$= 29,465 \times 12 + \text{年収} \times 5/17 \times 3/1000$$

$$= 29,140 \text{ 円} \times 12$$

$$\begin{aligned} & \text{雇用保険料控除額} \\ & = \text{年収} \times 5.5/1000 \end{aligned}$$

(1) 「新消費税」について

① 非課税範囲

非課税範囲が広い場合=金融・保険、  
資本取引、公務、公共事業のみ非

課税とした。

非課税範囲が狭い場合=金融・保険、  
食料品、医療、社会福祉、教育な  
どを加えた、売上税の場合より若

干範囲は狭い。

個別間接税との調整については、間接  
税田と「産業連関表」の項目とが精確に  
符証しながらこの困難があるが、やめら  
かめり行った。

② 税負担と物価との影響

基礎データとして、「家計調査年報」  
（一九八七年度版、調査対象年=一九八六年）、「産業連関表」（一九八七年度版、調

査対象年=一九八五年）の資料を用いて  
いる。

物価に与える影響の項目は、「産業連  
関表」の項目から選別した。  
「新消費税」の負担額については、「産業

連関表」の項目と「家計調査年報」の項  
目とを関連させて算出した。



年収		標準報酬月額		雇用保険料	
100	200	300	400	500	600
79.44	158.88	238.32	317.76	407.20	496.64
1181.5	2359.00	3538.50	4718.00	5896.50	7076.00
1181.5	2359.00	3538.50	4718.00	5896.50	7076.00

〔第1表〕 新消費税の家計に及ぼす影響

(増減税額の項、▲は減税を示す)

〔△〕 (新消費税の税率5%、非課税範囲を狭くした場合)

年 間 収 入 (万円、カッコ平均値)	新消費税負担		減税額(円)			増減税額(円)
	負担額(円)	負担率(%)	所得税	住民税	総額	
平均 528 ▲	122,500	2.32	35,100	46,500	81,600	40,900
1. ~149 (131)	87,700	6.70	0	0	0	87,700
2. 150~199 (179)	75,300	4.21	0	0	0	75,300
3. 200~249 (226)	84,300	3.73	0	0	0	84,300
4. 250~299 (278)	91,600	3.29	4,200	11,300	15,500	76,100
5. 300~349 (325)	94,600	2.91	24,000	11,200	35,200	59,400
6. 350~399 (372)	105,000	2.82	25,500	17,000	42,500	62,500
7. 400~449 (423)	108,000	2.55	27,500	24,400	51,900	56,100
8. 450~499 (471)	113,000	2.40	29,000	40,400	69,400	43,600
9. 500~549 (520)	123,700	2.38	35,100	46,500	81,600	42,100
10. 550~599 (572)	128,100	2.24	45,500	46,500	92,000	36,100
11. 600~649 (621)	133,500	2.15	67,700	48,600	116,300	17,200
12. 650~699 (671)	145,000	2.16	92,300	56,800	149,100	▲ 4,100
13. 700~749 (722)	151,300	2.10	121,500	65,100	186,600	▲ 35,300
14. 750~799 (770)	159,500	2.07	123,500	73,000	196,500	▲ 37,000
15. 800~899 (847)	170,500	2.01	155,500	105,200	260,700	▲ 90,200
16. 900~999 (950)	173,100	1.82	176,000	128,700	304,700	▲ 131,600
17. 1,000~ (1,250)	196,600	1.57	294,300	76,700	371,000	▲ 174,400

〔△'〕 (新消費税の税率5%、非課税範囲を広くした場合)

年 間 収 入 (万円、カッコ平均値)	新消費税負担		減税額(円)			増減税額(円)
	負担額(円)	負担率(%)	所得税	住民税	総額	
平均 528 ▲	89,500	1.69	35,100	46,500	81,600	7,900
1. ~149 (131)	65,500	5.00	0	0	0	65,500
2. 150~199 (179)	56,100	3.13	0	0	0	56,100
3. 200~249 (226)	62,000	2.74	0	0	0	62,000
4. 250~299 (278)	68,000	2.45	4,200	11,300	15,500	52,500
5. 300~349 (325)	69,100	2.13	24,000	11,200	35,200	33,900
6. 350~399 (372)	77,100	2.07	25,500	17,000	42,500	34,600
7. 400~449 (423)	79,600	1.88	27,500	24,400	51,900	27,700
8. 450~499 (471)	81,500	1.73	29,000	40,400	69,400	12,100
9. 500~549 (520)	90,200	1.74	35,100	46,500	81,600	8,600
10. 550~599 (572)	95,200	1.66	45,500	46,500	92,000	3,200
11. 600~649 (621)	95,200	1.53	67,700	48,600	116,300	▲ 21,100
12. 650~699 (671)	106,800	1.59	92,300	56,800	149,100	▲ 42,300
13. 700~749 (722)	109,900	1.52	121,500	65,100	186,600	▲ 76,700
14. 750~799 (770)	115,600	1.50	123,500	73,000	196,500	▲ 80,900
15. 800~899 (847)	124,900	1.47	155,500	105,200	260,700	▲ 135,800
16. 900~999 (950)	124,600	1.31	176,000	128,700	304,700	▲ 180,100
17. 1,000~ (1,250)	142,200	1.14	294,300	76,700	371,000	▲ 228,800

## 〔B〕(新消費税の税率3%、非課税範囲を狭くした場合)

年間収入 (万円、カッコ平均値)	新消費税負担		減税額(円)			増減税額(円)
	負担額(円)	負担率(%)	所得税	住民税	総額	
平均 528	73,500	1.39	35,100	46,500	81,600	▲ 8,100
1. ~149 (131)	52,600	4.02	0	0	0	52,600
2. 150~199 (179)	45,200	2.53	0	0	0	45,200
3. 200~249 (226)	50,600	2.24	0	0	0	50,600
4. 250~299 (278)	55,000	1.98	4,200	11,300	15,500	39,500
5. 300~349 (325)	56,800	1.75	24,000	11,200	35,200	21,600
6. 350~399 (372)	63,000	1.69	25,500	17,000	42,500	20,500
7. 400~449 (423)	64,800	1.53	27,500	24,400	51,900	12,900
8. 450~499 (471)	67,800	1.44	29,000	40,400	69,400	▲ 1,600
9. 500~549 (520)	74,300	1.43	35,100	46,500	81,600	▲ 7,300
10. 550~599 (572)	76,900	1.34	45,500	46,500	92,000	▲ 15,100
11. 600~649 (621)	80,100	1.29	67,700	48,600	116,300	▲ 36,200
12. 650~699 (671)	87,000	1.30	92,300	56,800	149,100	▲ 62,100
13. 700~749 (722)	90,800	1.26	121,500	65,100	186,600	▲ 95,800
14. 750~799 (770)	95,700	1.24	123,500	73,000	196,500	▲ 100,800
15. 800~899 (847)	102,400	1.21	155,500	105,200	260,700	▲ 158,300
16. 900~999 (950)	103,900	1.09	176,000	128,700	304,700	▲ 200,800
17. 1,000~ (1,250)	118,000	0.94	294,300	76,700	371,000	▲ 253,000

## 〔B'〕(新消費税の税率3%、非課税範囲を広くした場合)

年間収入 (万円、カッコ平均値)	新消費税負担		減税額(円)			増減税額(円)
	負担額(円)	負担率(%)	所得税	住民税	総額	
平均 528	53,700	1.02	35,100	46,500	81,600	▲ 27,900
1. ~149 (131)	39,300	3.00	0	0	0	39,300
2. 150~199 (179)	33,600	1.88	0	0	0	33,600
3. 200~249 (226)	37,200	1.65	0	0	0	37,200
4. 250~299 (278)	40,800	1.47	4,200	11,300	15,500	25,300
5. 300~349 (325)	41,500	1.28	24,000	11,200	35,200	6,300
6. 350~399 (372)	46,300	1.24	25,500	17,000	42,500	3,800
7. 400~449 (423)	47,800	1.13	27,500	24,400	51,900	▲ 4,100
8. 450~499 (471)	48,900	1.04	29,000	40,400	69,400	▲ 20,500
9. 500~549 (520)	54,200	1.04	35,100	46,500	81,600	▲ 27,400
10. 550~599 (572)	57,100	1.00	45,500	46,500	92,000	▲ 34,900
11. 600~649 (621)	57,100	0.92	67,700	48,600	116,300	▲ 59,200
12. 650~699 (671)	64,100	0.96	92,300	56,800	149,100	▲ 85,000
13. 700~749 (722)	66,000	0.91	121,500	65,100	186,600	▲ 120,600
14. 750~799 (770)	69,400	0.90	123,500	73,000	196,500	▲ 127,100
15. 800~899 (847)	75,000	0.89	155,500	105,200	260,700	▲ 185,700
16. 900~999 (950)	74,800	0.79	176,000	128,700	304,700	▲ 229,900
17. 1,000~ (1,250)	85,300	0.68	294,300	76,700	371,000	▲ 285,700

〔第2表〕 「新消費税」による物価上昇率

狭 = 非課税範囲が狭いこと、 広 = 非課税範囲が広いことを示す  
 □ = 非課税範囲が狭い場合、 広い場合ともに非課税である項目  
 ○ = 非課税範囲が広い場合にのみ非課税である項目  
 ☆ = 現行間接税との調整項目

(単位: %)

項目	税率				項目	税率				
	5%		3%			5%		3%		
	狭	広	狭	広		狭	広	狭	広	
○ 1. 米	5.08	1.21	3.05	0.72	41. 印刷	5.01	5.05	3.01	3.03	
○ 2. 麦	5.04	1.61	3.03	0.96	42. 出版	5.04	5.08	3.02	3.05	
○ 3. 野菜	5.02	1.76	3.02	1.06	☆ 43. 革製品	2.85	2.92	1.71	1.75	
○ 4. 果実	5.04	1.53	3.02	0.92	44. ゴム製品	4.91	4.96	2.95	2.97	
○ 5. いも類	5.03	1.97	3.02	1.18	45. 石油化学基礎製品	5.08	5.11	3.05	3.06	
○ 6. 豆類	5.04	1.68	3.02	1.01	46. アンモニア系肥料	5.00	5.11	3.00	3.06	
○ 7. 肉牛	5.00	2.70	3.00	1.62	47. りん酸系肥料	4.86	4.96	2.91	2.97	
8. 畜医業	5.04	5.07	3.02	3.04	48. 農薬	5.12	5.18	3.07	3.11	
9. 素材	5.06	5.05	3.03	3.03	49. 塗料	5.09	5.17	3.05	3.10	
10. 沿岸漁業	5.04	5.06	3.02	3.04	50. 医薬品	5.06	5.18	3.04	3.11	
11. 遠洋漁業	5.05	5.08	3.03	3.05	51. 石鹼	5.05	5.20	3.03	3.12	
12. 石炭	5.04	5.12	3.02	3.07	☆ 52. 化粧品	2.57	2.51	1.54	1.51	
☆ 13. 原油	1.85	1.66	1.11	0.99	53. 火薬類	5.04	5.11	3.03	3.07	
☆ 14. 天然ガス	1.10	0.82	0.66	0.49	54. 石油製品	5.06	5.07	3.04	3.04	
○ 15. 肉加工品	5.03	2.56	3.02	1.53	55. ガラス製品	5.05	5.14	3.03	3.09	
○ 16. 酪農品	5.09	2.08	3.05	1.25	56. 陶磁器	5.04	5.09	3.02	3.05	
○ 17. 水産食品	5.05	1.23	3.03	1.89	57. セメント	4.61	4.81	2.76	2.88	
○ 18. パン・菓子	5.11	2.51	3.06	1.25	58. 粗鋼	4.63	4.73	2.78	2.84	
☆ 19. 砂糖	2.16	1.73	1.30	0.74	59. 鋼管	4.80	4.89	2.88	2.93	
○ 20. 調味料	4.98	2.51	2.99	1.51	60. 銅	4.96	4.98	2.98	2.99	
○ 21. 麺類	5.02	1.73	3.01	1.04	61. アルミニウム	4.62	4.95	2.77	2.97	
○ 22. 食用塩	4.53	4.50	2.72	2.74	62. 金属ドア	5.01	5.06	3.00	3.04	
☆ 23. 茶・コーヒー	1.80	1.40	1.08	0.84	63. 家庭用金属製品	4.83	4.89	2.90	2.93	
☆ 24. 清酒	2.49	1.91	1.49	1.14	64. 道具類	5.03	5.08	3.02	3.05	
☆ 25. ビール	1.29	1.18	0.77	0.71	65. 原動機・ボイラー	5.03	5.07	3.02	3.04	
☆ 26. ウイスキー	1.31	1.29	0.78	0.78	66. 工作機械	5.04	5.09	3.02	3.05	
☆ 27. 清涼飲料	2.37	2.01	1.42	1.21	67. 農業機械	5.03	5.07	3.02	3.04	
☆ 28. たばこ	0.83	0.81	0.50	0.49	68. 土木・建設機械	5.08	5.13	3.05	3.08	
29. 絹織物	5.11	5.01	3.06	3.01	69. 食料品加工機械	5.02	5.05	3.01	3.03	
30. 綿織物	4.61	4.34	2.77	2.61	70. サービス用機械	5.02	5.05	3.01	3.03	
31. 合成繊維織物	4.99	5.04	2.99	3.03	71. 事務用機械	5.04	5.10	3.03	3.06	
32. 毛織物	4.89	4.93	2.94	2.96	72. 発電機器	5.10	5.15	3.06	3.09	
33. 民生用繊維既製品	5.07	5.19	3.04	3.11	73. 電動機	5.04	5.10	3.02	3.06	
34. 革製履物	5.00	5.14	3.00	3.08	74. 電球類	5.10	5.16	3.06	3.10	
35. 衣服	5.01	5.02	3.01	3.01	☆ 75. 電気音響機器	3.15	3.18	1.89	1.91	
36. 身廻品	5.03	5.08	3.02	3.05	☆ 76. ラジオ・テレビ	3.39	3.41	2.03	2.05	
☆ 37. 木製家具・建具材	2.67	2.65	1.60	1.59	☆ 77. 民生用電気機器	2.95	2.94	1.77	1.77	
38. 洋紙・和紙	5.06	5.16	3.04	3.09	78. 電子計算器	5.08	5.16	3.05	3.10	
39. 紙製品	5.05	5.09	3.03	3.05	79. 半導体・集積回路	5.06	5.14	3.04	3.08	
○ 40. 新聞	5.03	2.77	3.02	1.66	80. 電気通信機器	5.03	5.11	3.02	3.07	

## 年収と消費の関係 [年々高] [単位: %]

項目	税率			
	5%		3%	
	狭	広	狭	広
☆ 81. 電気照明器具	2.46	2.43	1.48	1.45
82. 鋼船	5.09	5.12	3.05	3.07
83. 鉄道車両	4.99	5.03	2.99	3.02
☆ 84. 自動車	2.78	2.73	1.67	1.64
☆ 85. 自動二輪車	2.85	2.85	1.71	1.71
86. 自転車	5.02	5.07	3.01	3.04
87. 航空機	5.02	5.04	3.01	3.02
88. 理化学機器	5.06	5.11	3.04	3.07
89. 医療機械	5.04	5.08	3.02	3.05
☆ 90. カメラ	1.80	1.79	1.08	1.07
☆ 91. 時計	2.71	2.58	1.63	1.55
92. 玩具・運動用品	5.03	5.09	3.02	3.05
93. 筆記具	5.01	5.05	3.00	3.03
94. 住宅新築(木造)	4.97	5.00	2.98	3.00
95. 同 上(非木造)	4.99	5.02	2.99	3.01
□ 96. 道路関係公共事業	2.78	2.75	1.67	1.65
□ 97. 河川・下水道等の公共事業	2.79	2.76	1.68	1.65
□ 98. 公共事業	2.56	2.53	1.53	1.52
☆ 99. 事業用電力	1.80	1.09	1.10	0.66
☆ 100. 都市ガス	1.75	0.97	1.09	0.58
○ 101. 上水道	5.03	0.95	3.02	0.57
○ 102. 下水道	5.01	0.90	3.00	0.54
103. 卸売	5.13	5.15	3.08	3.09
104. 小売	5.08	5.11	3.05	3.07
□ 105. 金融	1.07	1.06	0.64	0.64
□ 106. 生命保険	0.97	0.92	0.58	0.55
107. 不動産仲介業	5.09	5.13	3.06	3.08
108. 住宅賃貸料	5.03	5.03	3.02	3.02
109. バス	5.11	5.12	3.07	3.07
110. タクシー等	5.09	5.10	3.06	3.06
111. 通運	5.10	5.12	3.06	3.07
☆ 112. 航空機輸送	5.05	2.65	3.03	1.59
□ 113. 郵便	0.84	0.79	0.50	0.48
114. 国内通信電話	5.01	5.05	3.00	3.03
115. 国際電信電話	5.02	5.10	3.01	3.06
□ 116. 公務(中央)	1.70	1.65	1.02	0.99
□ 117. 公務(地方)	1.17	1.12	0.70	0.67
○ 118. 学校教育(国公立)	4.99	0.42	3.00	0.25
○ 119. 学校教育(私立)	4.99	1.17	2.99	0.70
○ 120. 社会教育(国公立)	5.00	1.43	3.00	0.86
○ 121. 社会教育(非営利)	5.01	1.36	3.01	0.82
○ 122. 医療(国公立)	5.02	1.86	3.01	1.12
○ 123. 医療(非営利)	5.02	2.02	3.01	1.21
○ 124. 医療(産業)	5.03	1.90	3.02	1.14

項目	税率			
	5%		3%	
	狭	広	狭	広
○ 125. 社会福祉施設 (国公立)	5.02	0.84	3.01	0.50
○ 126. 社会福祉施設 (非営利)	5.02	0.92	3.01	0.55
127. 広告	5.03	5.63	3.02	3.38
128. 情報提供サービス 法務・財務・会計	5.02	5.05	3.01	3.03
129. サービス	5.04	5.06	3.02	3.04
130. 貸自動車業	5.27	5.31	2.16	3.19
131. 映画製作配給	4.89	4.93	2.94	2.96
☆ 132. 映画館	2.16	1.93	1.29	1.16
☆ 133. 劇場・興行場	1.80	1.69	1.08	1.02
134. 放送	4.97	4.99	2.98	3.00
135. 旅館等	5.13	5.35	3.08	3.21
136. 理容業	4.99	5.05	2.99	3.03
137. 美容業	5.01	5.07	3.01	3.04
138. 浴場業	4.99	5.11	3.00	3.07
139. 葬儀業	5.01	5.04	3.01	3.03
140. 事務用品	4.94	4.98	2.96	2.99

  

(家計支出の平均負担割合)				
4.49	3.28	2.69	1.97	

〔第3表〕 年間収入階級別、支出項目別、年平均1カ月間の新消費税負担額

(A) (新消費税の税率5%、非課税範囲を狭くした場合)

(単位:円/月)

	年間 収入 階級	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	11.	12.	13.	14.	15.	16.	17.
年間平均収入(万円)	平均	528	131	179	226	278	325	372	423	471	520	572	621	671	722	770	847	950
負担総額		10,210	7,309	6,278	7,024	7,631	7,884	8,750	8,998	9,416	10,312	10,675	11,126	12,085	12,610	13,289	14,211	14,428
食料		3,195	2,488	1,918	2,481	2,391	2,657	2,816	2,939	3,124	3,274	3,354	3,504	3,796	3,533	3,845	3,882	4,174
穀類	498	394	345	422	410	423	446	451	480	512	532	546	586	531	614	574	657	618
魚介類	440	328	195	359	280	355	375	396	433	482	465	505	534	491	549	565	549	587
肉類	426	278	198	307	279	330	353	369	384	427	448	506	557	513	594	568	644	682
野菜・海草	431	343	190	304	284	338	359	394	412	440	467	487	533	495	585	559	598	639
果物	170	139	69	92	106	121	137	164	165	175	192	182	202	190	225	210	284	265
外食	291	337	160	190	211	232	267	264	285	301	305	331	348	350	287	363	307	451
住居	751	253	754	864	894	962	1,006	841	697	634	704	375	599	562	488	717	873	791
光熱・水道	831	645	636	664	731	699	740	758	777	816	822	966	914	1,003	938	1,066	1,036	1,266
家具・家事用品	426	194	270	318	296	262	352	370	372	428	554	446	427	475	503	719	732	686
家庭用耐久財	116	4	33	95	66	49	81	78	82	119	203	148	100	169	178	212	159	221
被服及び雑物	959	762	537	531	610	654	746	827	818	792	944	1,086	1,281	1,310	1,417	1,459	1,408	1,931
洋服	383	341	213	205	242	276	277	321	298	374	357	510	458	571	663	623	572	823
シャツ・セーター	163	111	125	104	109	103	129	137	141	164	160	186	220	230	259	223	229	317
下着類	90	59	51	57	61	72	91	84	87	97	83	88	117	106	99	117	115	124
保健医療	343	177	235	270	317	358	331	323	375	366	309	333	354	394	314	349	422	386
交通・通信	1,193	1,321	857	748	948	810	805	1,087	1,098	1,291	1,324	1,372	1,421	1,661	1,694	1,564	1,457	1,619
交通	316	99	117	89	153	184	201	245	262	289	396	438	473	380	462	550	621	656
自動車等関係費	623	1,097	607	508	595	410	485	599	586	778	692	653	668	973	916	654	452	499
通信	254	125	133	152	200	207	218	243	240	224	236	281	280	308	306	360	384	464
教育	826	188	265	280	390	374	484	484	634	728	705	1,143	1,161	1,555	1,694	1,818	2,152	
教養娯楽	1,270	933	551	519	770	792	1,048	1,034	1,143	1,266	1,483	1,464	1,509	1,645	1,817	2,013	2,341	
教養娯楽サービス	663	442	178	176	327	330	503	516	585	671	770	859	770	957	967	1,201	1,045	1,453
諸雜費	420	350	257	350	286	314	323	338	375	455	475	428	618	470	479	624	497	762

## 〔B〕(新消費税の税率3%、非課税範囲を除くした場合)

(単位:円/月)

年間平均収入(万円)																		
	平均	1、 2、 3、 4、 5、 6、 7、 8、 9、 10、 11、 12、 13、 14、 15、 16、 17、	年間 収入 階級															
食料 穀類	6,128	4,387	3,768	4,216	4,580	4,732	5,252	5,401	5,652	6,190	6,407	6,578	7,254	7,569	7,977	8,530	8,659	9,836
魚介類	1,817	1,492	1,149	1,488	1,433	1,587	1,689	1,763	1,874	1,963	2,013	2,011	2,279	1,821	2,306	2,330	2,504	2,635
肉類	298	236	207	253	246	254	267	270	288	307	319	327	357	318	368	345	394	371
野菜・海草	264	197	117	216	168	213	225	237	260	289	279	303	321	295	329	338	329	352
果物	256	167	119	184	168	198	212	221	230	256	269	303	334	307	357	341	386	409
外食	102	83	41	55	63	73	82	98	99	105	115	108	121	114	135	126	170	159
住居	175	203	96	114	127	140	161	181	172	181	184	198	210	210	173	218	185	271
光熱・水道	450	152	452	519	537	578	604	505	419	380	423	225	360	338	299	430	525	474
家具・家事用品	500	386	382	398	438	420	444	455	467	490	494	580	550	603	564	640	621	760
家庭用耐久財	255	117	162	190	178	158	212	223	224	256	332	267	256	284	303	431	440	412
被服及び履物	69	2	20	57	40	30	49	47	55	71	122	89	60	101	107	127	96	133
洋服	567	457	323	319	367	393	448	498	492	574	568	659	770	785	851	876	846	1,185
下着類	98	67	75	63	66	62	78	83	85	98	96	112	132	138	155	134	138	191
保健医療	54	35	31	34	37	43	55	51	52	58	50	53	70	64	59	70	69	74
交通・通信	206	106	141	162	190	215	198	194	226	220	185	200	212	236	188	210	253	232
教養	715	794	514	449	569	486	542	652	659	774	793	823	1,053	997	1,018	1,092	1,089	1,292
教養機器	189	60	70	53	92	110	120	147	157	173	237	263	284	228	277	330	372	393
教養娛樂サービス	374	659	364	305	357	252	291	360	358	467	415	392	401	584	550	393	271	300
諸雑費	152	75	80	91	120	124	131	145	144	134	141	168	168	185	183	216	230	278
教育	497	113	159	169	235	226	280	290	381	494	424	687	698	935	1,018	1,092	1,089	1,292
交通	762	460	331	312	462	475	628	621	687	760	889	879	906	987	1,151	1,208	1,210	1,406
自動車等関係費	398	265	107	106	196	198	302	310	352	403	462	515	463	574	581	721	627	873
諸雜費	252	210	154	210	172	188	194	203	225	273	285	257	371	282	288	375	298	457

一九八八・五・二七

## 「経済運営五カ年計画」に対する談話

日本社会党政策審議会長

伊 藤 茂

一、本日政府は、経済審議会答申「世界とともに生きる日本——経済運営五カ年計画」(一九八八～一九九二年度)を閣議決定した。

答申は標題が示すように、世界との共生を打ち出し、日本経済が転換点にあることの認識を示していることはそれなりに評価できる。ただし、二一世紀という時代に向

いている。ODAについても円換算による倍増といつたぐらいの思い切った目標を打ち出すべきであろう。またODAは単に量だけでなくその質が問われているのであり、そのため「経済協力基本法」の制定など、具体的提言が求められている。

答申は、輸出主導型からの経済の転換をうたっていることは正しいが、問題は、対米偏重の貿易構造をどう是正するかであり、アジア・大西洋諸国や社会主義諸国等を含めた均衡ある貿易構造への転換である。

一、答申は、世界との共生の具体的な内容として「对外不均衡の是正と世界への貢献」を主張している。ただ残念なことに、对外黒字の削減目標が示されなかつたため説得力を欠

取り組むことであるにもかかわらず自主防衛の努力を強調するなど世界の軍縮の動きに逆行していることは極めて重大である。わが国がめざすべき「世界への貢献」とは、軍事力によらない文化と経済協力を中心としたものでなければならない。

一、答申を貫いて問題なのは、先にも述べたように具体的な計画がない点である。例えば、答申がわが国の経済力と国民生活との乖離を指摘し「豊かさを実感できる国民生活の実現」を課題とし、そのために内需主導型経済への転換を掲げているにもかかわらず、その政策目標を実現する期間中の計画については、労働時間の短縮を除いて皆無である。しかも、公務員の週休二日制の期間中の実施も明言されていない。

一、計画の具体性と同時に、政策の重点と具体性も問題である。例えば、「豊かさを実感できる国民生活」のためには、社会資本、とりわけ下水道、公園・緑地、文化・スポーツ施設等の生活関連の社会資本の思い切った整備が決定的に重要であるにもかかわらず、「豊かさを実感できる社会経済の実現のための国民生活基盤の整備」というだけでは全く無内容である。また、「土地対策の

推進と住生活の充実」については、旧来の政策の延長であり、今日の異常な地価高騰を踏まえた政策たりえず、到底国民の期待に応えるものではない。とくに問題なのは、「東京問題」への対応には、地方分権を基本とした遷都をも含む思い切った対応が迫られているにもかかわらず、東京圏一極集中に対する現状認識が甘いことである。

したがって、答申の言うように世界的な金融・情報センターとしての機能の整備を進めれば進めるほど、一極集中は一層激化することとは火を見るよりも明らかであろう。

一、答申は、「財政再建と内需拡大両立」をうたっている。そのため財政的役割が曖昧となつていて、こうした政策的妥協は、昨年来的景気の拡大による税の自然増収によるものと考えられるが、昨年の「緊急経済対策」はあくまで「臨時・緊急の措置」だったのであり、「内需主導型経済への転換・定着」のためには、引き続いて財政の積極的な役割が求められていることは言うまでもない。

これに関連して公共事業の在り方についてこれまでの総花的、バラ撒き的な公共事業の質的転換が求められている。しかし、答申は公共事業の配分の仕方や重点課題について触れていないのは重大な欠陥である。

これは、去る四月、当委員会に社会党を中心とする公明、民社、社民連四党の政審会

新行革審地価等土地対策  
(最終報告書)に対する談話

日本社会党政策審議会長  
伊藤茂

新行革審の土地対策検討委員会は、六月に予定されている基本答申に向けた最終報告書が本日二七日まとめられたが、その要旨は昨年一〇月の中間答申とはその表現が異なり冒頭で政府の土地対策の不備を厳しく批判するなど前向きの姿勢が目だっているといえる。

長が共同で申し入れた際、当委員会側が土地基本法制定の趣旨に同調し、評価された経緯からも予想されていたが、その背景は、昨年の地価狂騰で暴利をむさぼった不動産、金融業界を除いた産業界のほとんどは「このまま地価狂乱、土地政策不在を放置していくは、あらゆる商売のコストアップを招くおそれがあり、ましてやN I C S 等の追い上げの状況

なお、「税制改革」について答申は、税制の「歪み」としてもっぱら「間接税のシェアの低下」などを問題にしており、新型間接税導入の布石とも考えられることを指摘しておかなければならぬ。

一、最後に、答申は計画期間中の実質経済成長率を三・七五%としている。しかしこれはわが国の潜在成長力を過小に評価しているものと言わなければならない。これでは

内需「主導型経済への転換・定着」による国民生活の質の向上、完全雇用の達成などを困難とする。たとえば労働省雇用政策研究会報告によれば、三・八%程度の実質経済成長率では、失業率は二・九%に高まると指摘している。わが国の成長力を正しく認識し、五%程度の持続的成長をめざすべきである。

一九八八・五・二七

から日本経済全体に悪影響を与えるかねない」との不安も一方にあるからである。

しかし、まとめて「地価の適正化」を提示しながらも、「地価は沈静化の方向にある」という見方も散見され、厳しさに欠けていることを指摘しておかなければなるまい。要は、こうした答申をおこなつても政府・行政サイドがそれらに機敏に対応した土地法制、税制、また宅地の供給等を断行するかどうかはきわめて不確定で、六月の答申後には、政府は、これらの施策をすみやかに実施すべく強く要望する。

一、東京一極集中を批判し、同時に不動産業と金融業を地価狂乱の元凶として厳しく糾弾したことは正しい。そして政府と自治体の無策と後追い的、小手先の行政対応がそれら業者にツケ入られ、その責任は大きいときめつけたことも正しいといえる。

一、土地の利用権については、野党四党がさきの一二二国会に提案した土地基本法案と近似して、『公共の福祉』が強調されているが、野党四党案には単に「公共の福祉優先論」のみではなく、住民の参加、または、関係住民の意思の尊重等が担保されており、ややもすると垂直的公権力の行使を誘発する恐れを未然に防止するための水平的公権力（住民の総意による決定とその行使）も保障しているので、この報告書の公共福

祉論には一つの危険性があるといわねばならない。

一、開発利益の社会還元が明記されていることは進歩である。またわが党が以前から主張し、今回の野党の土地基本法案にも盛り込まれている「土地評価ならびに土地行政の一元化」に、この報告書も近づいており、「土地評価の厳正化と見直し」を指適し、さらに「相互関連の確保」という表現で、いわゆる一元化に向いていることも評価できる。

一、宅地の供給と併せて公共住宅供給の推進を強調していることは歓迎される。とくに、これまでの政府および審議会等の施策や答申の中心は、『持ち家』住宅に偏重して、なるべく、『公共』住宅の大量供給には不熱心だったことを考え合わせると、今回、公共住宅の供給推進を明記したことは評価される。

一、土地税制については、山中（自民党）税調とはトーンが異なり、遊休地等の特別保有税を強化、同時に、かねてから大蔵、自治両省が反対していた東京都心等の特別事務所事業所税の新設という表現も一つの勇断で、いわゆる『集積の利益』を社会に還元させるという哲学で、欧米では長く定着している。しかし、不動産業を中心とする財界側の激しい抵抗も予想されるところ

から竹下政権ではどこまで制度化するか疑問である。

一、報告書で欠落しているところは、土地制度の地方分権化である。とくに開発に伴う計画と実施に当たつて自治体に大幅に権限を付与、いわゆるトップダウン方式でなく、ボトムアップ方式でなければならないからである。即ち、上からの『資本の論理』ではなく、下からの『自治の論理』に転換することが今日の公理であるからである。それには政府が廃止を勧告するなど干渉している自治体の開発指導要綱は不可欠である。

一、市街化農地の宅地並課税猶予制度についての見直しによつて宅地供給をはかる、という方向は反対である。なぜなら郊外のこれら農地を強制的に宅地化する前に、遊休地の活用が十分に行なわれていないからである。また固定資産税に対する適正な評価、見直しとあるが、やはり小規模住宅用資産に対する配慮は十二分に行なう必要があることは論をまたないが、対処の仕方は再開発等で住民の意思によつて換地等別途の方策を採用、そして耐火、耐震等の安全、快適な都市環境をつくることである。

一、遷都問題や多極分散については、もつと突つ込んだ処方箋を出すべきときにつけていが、なんとなくアクセントが弱い表現で物足りない。

## 「新テスト」への私立大学

### 参加問題に関する申し入れ

国立学校設置法の改正により、「新テスト」

が一九九〇年度から実施に移されようとしている。そして、各大学はこのテストへの参加の意思を七月までに決めることとなつてゐる。

共通一次試験の延長にあるこの「新テスト」に対するは、私大をも巻き込んだ大学の序列化の深刻化、実施時期の繰り上げに伴う高校教育の形骸化等々、多くの問題が指摘されてゐる。しかも、衆議院文教委員会での質疑打ち切り・強行採決に示されるように、審議は全く不十分のまま成立したものである。

臨教審答申は、各大学の「新テスト」への参加と利活用は全く自由であるとしている。

しかるに文部省は、国会で法案の趣旨説明も行われていない三月中旬に、私立大学各校に「新テスト」を強要するかのような異例の説明会を開催した。このため、私立大学の関係者に「新テスト」に参加しないと許認可事項や私学助成で不利益な扱いを受けるのではないか、との大きな不安を生んでゐる。

したがつて、わが党はこうした状況を踏まえ、次の点を申し入れるものである。

#### 記

一、「新テスト」への参加は各大学の自由意思によるものとする臨教審答申の趣旨と国会答弁をあくまでも踏まえ、また、私立大学の自治を尊重する立場から、政府・文部省は私立大学の「新テスト」への参加と利活用は各大学の自由であることを周知、徹底させること。

日本社会党教育改革  
プロジェクトチーム  
委員長 山口 鶴男  
同私学振興対策特別委員会  
委員長 沢田 広

内閣総理大臣 竹下登殿  
文部大臣 中島源太郎 殿

牛肉・かんきつ類をもし自由化すれば、日本農業や国民経済にはかりしれない影響を与える。また、牛肉・かんきつ類を自由化すべ

きでないという国民世論は依然として強固である。

したがつて、政府は、来月のサミットを控

一、したがつて、また、政府・文部省は「新テスト」不参加の私立大学が不利益を被るかのような誤解を生じさせる言動を、厳に慎むこと。

一九八八年五月二三日

## 牛肉・かんきつ類自由化 反対についての申し入れ

えて一方的な譲歩による拙速な解決をはかるのではなく、あくまで、牛肉・かんきつ類を自由化しない立場を断固として貫くべきである。

一九八八・五・二四

一九八八年五月二〇日

## 電気通信事業法の「見直し問題」

に対する取り組みの成果について

——第一一二国会の報告として——

日本社会党中央本部

中央執行委員長

土井たか子

農林水産局長

竹内猛

農林水産部会長

田中恒利

農産物市場開放問題対策特別委員長

安井吉典

内閣総理大臣

竹下登殿

電気通信事業法等の「三年見直し」の時期にあたる今国会、わが党は二月一〇日に当別委員会で確認した「当面の方針」に沿って、通信部会、社労部会を中心に精力的に取り組んできた。

この結果、今国会で実現をめざす当面の課題の一つである「スト権の二重規制」を撤廃させる成果をあげることができた。また、もう一つの課題である事業法の適切な行政運営をめぐる問題については、このほど郵政省から「サービス・料金の規制緩和」について具体的な改善策の作業が進められていること

### I スト権の二重規制撤廃の成果について

以下、今国会の取り組みの成果についてごく簡潔に報告し、今後、残された「当面の課題」実現に向けた取り組みと、二年後の本格的「見直し」に向けて取り組むべき考え方について、これもごく簡潔に述べておくことにする。

#### (1) NTT事業に関するスト権を二重規制している労働関係調整法は、三年前の電々改

革三法案の審議の際、わが党の主張で一部を修正して付則第四条で「三年後に見直す」ことが明記された。同時に当時の中曾根総理からは、「見直し」にあたっては二重規制を「廃止する方向で検討する」ことも確認している。

(2) したがつてわが党は、スト権の二重規制を撤廃するための労調法改正案の今国会への提案・成立を政府・自民党に強く求めてきた。

- (3) この結果、政府から提案されていた労働組合法等の改正案を修正し、これまでスト権を二重規制してきた労調法付則第三条及び第四条を削除することになった。社会・公明・民社・自民の各党共同修正案は五月一七日の衆議院社会労働委員会に提案され、同日の委員会と本会議で成立した。また参議院は五月十九日の社会労働委員会と本会議（二〇日）で成立した。
- (4) これによって、三年前の電電改革三法案以来重要な懸案の一つであったスト権の二重規制の撤廃を実現させるという大きな成果をあげることができた。

## II 電気通信事業法の行政運営の改善策について

- (1) 電気通信事業法をめぐる当面の課題として、わが党はサービス・料金の規制緩和など、郵政省に対して適切な行政運営のため必要な改善策を求めてきた。これまでの衆・参の通信委員会等の質疑や郵政省の説明からは、まだ具体的な成果を上げるまでに至っていない。
- (2) しかし、料金認可の規制緩和については
- (3) 今国会、社会・公明・民社、社民連の四

具体的改善策の検討が行わされており、したがつて、引き続き規制緩和をめざす五項目の課題の実現に向けて取り組んでいるところである。

## III 電気通信事業法の「三年見直し」問題について

- (1) わが党は、わが国の公益事業としての電気通信事業総体の発展と、国民・利用者の利益に寄与していくため「法整備」を必要とする立場に立つて電気通信事業法に明記されている「施行後三年以内の見直し」の実行を郵政省、政府・自民党に強く迫ってきた。

- (2) しかし、郵政省は三月下旬になって「三年見直し」は行わず、二年後の「会社法見直し」に向けて検討を重ねていく方針を明らかにした。これに対して、わが党は、①政府・郵政省が「三年見直し」を選択しなかつたことは、遺憾である。②二年後の本格的見直しに向けて、国民・利用者、事業者・労働者、国際化などによつて提起されている問題や課題に積極的に取り組むべきである。③情報・通信分野の技術革新によつて、事業法と会社法の見直しとともに関係法体系の整備を急ぐ必要が生じている。

——など主張を展開してきた。

## IV 本格的「見直し」に向けた取り組みについて

- (1) 「当面の課題」の実現に向けて、引き続き取り組んでいく。
- (2) NTTの全国ネットワークを一元的に維持し、電気通信事業法と日本電信電話株式会社法の本格的「見直し」に向けて、その具体的な作業を続けていく。

- (3) 社会・公明・民社・社民連の四党協力を引き続き図っていく。

党による協力（電気通信事業法等の見直しについて）の見解||一九八七年一〇月九日、四党による「実務者会議」など）は、大きな成果であった。



## 「自衛官合祀拒否訴訟」 最高裁判決について（談話）

日本社会党書記長  
山 口 鶴 男

一、六月一日の「自衛官合祀拒否訴訟」に対する

判決は、最高裁が憲法に規定されている

「宗教の自由」「政教分離原則」を踏みに

じり、国家による宗教上の介入・侵害を公

然と認めるものであり、わが党はこの判断

を断じて許すことはできない。

一、一審、二審では、「政教分離原則違反」と原告の静かな環境の中で、自分の信ずる信仰にしたがい、夫の死を追慕したいという

「宗教上の人格権」を認める判決が下されたが、最高裁は、この判決をくつがえした。

とりわけ、『合祀には、強制の要素、妨害

の目的がないから、原告の狭義の「宗教の自由」を侵害していない。』との判断は、もしこれが拡大解釈されたならば、憲法の「政教分離原則」の意義は、全く、失われてしまうことになろう。

一、この結果、『奥野発言』に象徴されるよう

の靖国神社や護国神社など特定の宗教への接近が正当化されることを深く憂慮する。また、靖国神社公式参拝・国家護持を公然化させ、国家神道の復活をもくろむ動きが強まることも懸念される。

一、わが党は、これらの動きに強く反対し、「宗教の自由」「政教分離原則」をあくまで

守り、静謐な環境の中で、国民が宗教上の感情・思考をめぐらすことのできる「宗教上の人格権」の確立のために、各界・各層と連帯してたたかう決意である。

以上  
に侵略戦争の事実を否定し、戦争責任を回避する動きが助長されるとともに、自衛隊

一九八八・六・二

## 米ソ首脳会談について 書記長（談話）

日本社会党書記長  
山 口 鶴 男

一、今回の首脳会談で、戦略核減滅条約調印の時期が具体的になるまでに至らなかつた

進があり、米ソ両国間で戦略核兵器削減交渉が着実に進展していることは評価できる。

一、われわれは、また、昨年一二月米ソ両国（ALCM）と移動式大陸間弾道ミサイル（ICBM）の検証問題については一定の前

書が今回交換され六月一日から発効されたことを心から歓迎する。われわれは、米ソ両国が史上初の核軍縮の実現という歴史的成果をふまえ、あらゆる障害を乗り越え、核廃絶を目指して、「戦略核兵器半減条約」の年内調印実現をはかるよう強く希望する。

一、われわれ、アジア・太平洋地域の国民は、とくに米ソ両国の海洋核に大きな危険を感じている。米ソ両国は、戦略核削減交渉において海上（中）発射巡航ミサイル（SL CM）を含む海洋核の削減を是非実現してもらいたい。また、この機会に軍縮を一気に促進し、核兵器の廃絶と通常兵器の大削減のために積極的に行動するよう強く希望する。また、米ソ両国は、ABM条約を厳守し、SDIのような宇宙兵器の研究、開発実験、配備計画を中止し、平和な宇宙の確保のために努力するよう希望する。

一、われわれは、日本政府が、軍拡から軍縮に向かっている国際情勢の流れ逆行する軍備増強政策を改め、「抑止と均衡」といった核兵器容認の態度を改め、軍縮の促進に真剣に取り組むよう強く要求する。

一、わが党は、五月に土井委員長を団長とする党訪ソ代表団をソ連に派遣し、戦略核兵器の50%削減と核廃絶の実現、通常兵器の大削減等多くの軍縮措置の実施をゴル

バチヨフ書記長に強く希望したが、戦略核50%削減条約の早期実現を含む軍縮促進と緊張緩和のための活動を更に活発に展開する決意である。

一九八八・六・三 於沖縄

## 談話

## 話

日本社会党書記長

山口鶴男

一、県議選の二つの大きな意義  
今次県会議員選挙において、わが社会党に県民の皆様のご支持をいただき、議席を一つでも多くいただることは、今後の沖縄政策及び国政全体にとって、二つの大きな意味を持つと考える。

その第一は、最近、自治体や住民への負担転嫁を強めつつ、一方においては財政や経済基盤の脆弱な地方圏を切り捨てようとする自民党政府、それには批判に追隨する人たちに対する警告であり、地域の住民意思を明確に表明することである。

沖縄復帰以来、沖縄の経済と雇用の安定、

住民生活の向上と地域格差是正、平和と米軍基地撤去は、県民と我々革新勢力の悲願であった。今日、県民のたゆまぬ努力により、あら部分は前進を遂げているが、雇用問題、農業問題、地域格差問題、基地や環境問題などなど未だ県民を苦しめている問題が山積されていることも事実である。しかるに自民党政府は、沖縄に暖かい援助の手を差し伸べているか否か。財政援助、産業立地、農業を含めた地場産業振興、福祉や教育など、どれをとっても極めて冷たいと言わざるを得ない。そればかりでなく、補助金カットや国保改悪など自治体や住民に対する負担転嫁、農産物自由化に象徴される国内農業のスクランプ化な

ど地域の経済社会の低迷すら与えていることはまぎれもない事実である。ひとところ「中央直結」「政府与党とのパイプ」が宣伝された。しかし、無批判に中央政策に迎合することが地域に何をもたらすかは既に現実を見つめれば明らかである。

第二に、大型間接税導入の是否である。昨年の売上税が統一自治体選挙における住民の明確なノーという意思表明、自民党の大敗によつてついえさつたことは明らかである。今回、約束破りの一般消費税導入を強行しようとしている自民党は、この沖縄県議選と埼玉知事選を乗り切るために自民党税調における一般消費税導入決定をのびのびにさせている。しかし、投票日後の一四日には大綱決定という自民党のスケジュールを考えればその疑惑は明白であり、これは地域住民を愚弄するもの以外の何物でもない。昨年は、自民党の中にも票欲しさに売上税導入反対を叫ぶ人もいた。そうした人々が今回も自民党から沢山出ることは歓迎するが、売上税導入断念の決め手が自民党の大敗にあつたことは忘れてはならないと考える。

## 二、税制改革に関する野党書記長会談 を呼び掛ける

自民党税調が一四日に一般消費税導入を含む「税制改革大綱」を決定し、一五日には政

府・自民党首脳会議においてこれを追認しようとしていることは既定の事実であり、一般消費税問題は文字通り正念場を迎える。わが

党は、大型間接税抜きの六三年度所得税等減税実施の約束の忠実な履行、不公平税制是正を強く要求するとともに、逆進性を特徴とし、内需主導、個人消費拡大に反し、中小商工業者の大幅な負担増、地場産業の停滞に直結する大型間接税Ⅱ一般消費税導入には断固阻止の姿勢を貫く。そのためにも、今日、野党の結束は最重点課題であり、今月の早い時期に野党書記長会談を開催することをここに呼び掛けた。書記長会談におけるテーマについて

は今後、他の党とも協議していくが、①大型間接税抜きの六三年度減税実施と不公平税制は正実現、②一般消費税導入阻止と予測される臨時国会対応、③業界・市民・労働組合などとの連携などとしたい。なお、書記長会談において合意が形成されれば、これを野党党首会談へと積み上げていきたいと考える。

沖縄振興開発を阻害する最大の要因が広大な米軍基地にあることは明白であるが、沖縄振興開発審議会における第二次計画の後期展望戦略が中央政府の沖縄に対する姿勢を反映してか極めてあいまいであることも要因の一つであり、農産物自由化問題等を考えると、より具体的、かつ中期的展望に立った沖縄振興ビジョンの確立と官民一体となつた推進が必要であり、第二次計画の見直し、第三次計画の策定を早急に進める必要があると考える。その基本は、沖縄のおかれている地理的、自然的な特徴を最大限に生かすとともに、県民総参加によつて計画づくりを進めることであるが、社会党としては次の諸点について強調し、また最大限の努力を払いたいと考える。

第一には、農林漁業を中心とした地場産業の振興方策の確立である。農産物の自由化反

その内容となると貧弱かつ具体性に乏しいものと言わざるを得ない。

沖縄振興開発計画も第二次計画の折り返し点を曲がつたが、復帰後一七年目を迎えた今日、あらゆる面で格差は解消されているとは言い難い。特に失業率の問題は深刻であり、とりわけ若年層の雇用機会の創出は当面最大の課題と考へる。したがつて、雇用保険給付の改善、失対事業の推進を図るとともに、中長期的な雇用安定措置を講ずる必要を痛感する。

第二には、農林漁業を中心とした地場産業の振興方策の確立である。農産物の自由化反

対については今後とも社会党は最大の努力を行ない、トロント・サミットを前にして一〇日に開催される与野党党首会談においても主要課題として取り上げるが、より積極的に沖縄のペインナップル、砂糖きびなどの農業産品、亜熱帯植物や森林、亜熱帯魚介類の生産拡大と消費流通整備を進めるべきと考える。例えばペイン一つをとっても、その生食や調理方法の本土等における普及、学校給食等への利用、あるいは加工産業振興のための技術開発など特長資源の有効活用方策について官民協力して進めるべきと考える。林業や観葉植物栽培、亜熱帯魚介類についても市場拡大の可能性は開かれている。

第二には、国際観光リゾート基地としての宣伝、開発であるが、これは二つの戦略が立つと考へる。その一つは、沖縄の地理的有位性を生かし、アジアとの直接交流を深めることであり、北海道、日本海側が北方、日本海交流に力をいれているのと同様に、本土との交流、中央依存外交だけではなく、直接アジアと結ぶことが重要であり、そのことと地場産業振興も結び付けていくべきと考える。二つには、今日、観光開発にとてなくてはならないことは沖縄特有の自然環境及び動植物の良好な保全である。この資源を最大限に保全し、活用することこそ国際リゾート基地としての競争に勝つための要である。

この問題に関連して、アジアN I C Sと沖縄の関係については一考すべき課題である。

第三に、米軍基地の縮小、撤去の推進である。米ソ軍縮交渉の成功に見られるとおり、世界は反核、軍縮、緊張緩和に大きく傾いており、第三次計画策定前に米軍基地の総点検を実施し、速やかに基地の縮小・撤去を推進することが必要と考へる。地場産業、観光等によって雇用を吸収することが不可欠であるが、そのためにも基地の縮小・撤去は沖縄の経済社会振興にとって不可欠であり、それは水問題、空港管制問題一つをとつても肝要である。

第四に、以上の沖縄振興戦略に基づく基盤整備であるが、その一つは教育、人材養成であり、現にある大学、試験研究機関の教育、

研究開発機能を高めるとともに、海洋開発、亜熱帯農林漁業等に係る新たな試験研究機関の新設、誘致についても多極分散の見地から必要と考へる。二つには、沖縄開発庁、沖縄開発公庫の機能充実であり、とくに地域金融の充実は経済振興の要である。社会党としては公庫資金の枠の確保とその融資内容充実のため最大限の努力をしていきたい。三つには、国の財政出動であるが国庫補助率カットの廃止はもとよりのこととして医療保険制度の充実、そして沖縄振興開発特別措置法の充実を図ることと考へる。

以上の沖縄振興開発の柱については今後、わが党の沖縄県本部及び中央本部共同で、県民のご協力を仰ぎながらなお精査し、かつ実現に向けて努力していく決意である。

### 一九八八・六・八 於・沖縄

## 談

日本社会党委員長  
土井たか子

の佐藤内閣は「本土なみ返還」を約束したのに、沖縄の現実は、あらゆる面で本土との格差が広がっている。「四全総」「ふるさ

(一) 沖縄は復帰から一七年目を迎えた。當時

と創生論」も、沖縄の苦悩と痛みを念頭において策定されたものとは到底思えない。

また県民に期待された沖縄振興開発計画第2次計画は折り返し点を曲がつたが、中央政府の沖縄への消極的姿勢もあって、格差解消の面などで効果が上がっているとは言い難い。私は、沖縄に必要なことは、二十一世紀を展望した希望のもてる政策ビジョンであると思う。今回の選挙で革新が過半数を上回り、その中で社会党が革新第一党の地位を確実のものとし、それを背景に選挙後、ただちに「二一世紀に向けた沖縄の社會経済転換計画」の策定に着手したい。中央本部レベルでは、すでに政策審議会、自治体局に構想を練るよう指示した。党県本部に対しても、自治体関係者、学者、経済界などのオピニオンリーダーの参加・協力を得たプロジェクト等を設置し、作業に入れるよう要請した。「平和・希望・自立の県民生活」を目標に党は一生懸命に汗を流し、沖縄における革新第一党としての役割を果たしたい。

(+) 世界は反核・軍縮というニューディント

の時代に入った。戦後の世界史はまさに大きな転換期にある。この世界の流れに対応し、「基地の中の沖縄」をもう一度問い合わせなければならない。「基地のない沖縄」は私たちの希望であり、アジアの軍事的キース

トンとしての沖縄の歴史に一日も早く幕を引き、平和モデルとなる新たな歴史の幕を開けねばならない。党は「基地のない沖縄」を目指す具体的なアクションプログラムを策定するため、まず米軍基地の総点検を実施して実態を把握し、基地の縮小、撤去にむけた現実的、具体的な方針をたてたいと思う。

(+) 自民党税調は今月一四日「税制改革大綱」を決定する。これは一二日投票の沖縄の県議選・埼玉県知事選への争点隠しであり、導入反対の世論の高まりを警戒した竹下首相の巧妙な政治手法によって仕組まれたものであり、国民をあざむく税制改革の本質をあらわしていると思う。これまでの政府税調と自民税調の論議の経過からみて、大型間接税は一般消費税型となるだろう。この一般消費税は、売上高五億円（一〇億円以下）の中小商工業者が簡易課税事業者の適用を受けることによって、事実上の取引高税になることは明らかだ。

党は、この「大綱」に対し、不公平税制の徹底的な洗いなおしにもとづく、税制改革の具体案を作成しつつあるが、これまで行ってきた党の「税制改革国民公聴会」で出された意見も盛り込みながら、大型間接

税によらない、国民合意の税制改革を提起していく。

(+) 取引高税は、流通機構が複雑で多段階にわたる日本では、税が累積され、便乗値上げが加わり、物価が高騰することになる。税の累積は、主として、中小商工業者が流通経路から排除されたり、企業統合に追い込まれるなど犠牲を強いることになる。たとえば、メーカーから小売までの流通過程に介在する流通業者の数によって、税の累積の度合いが異なり、小売価格も異なつてくるため、企業間競争に生き残るために、流通業者を排除する動きが強まるからである。これは、税が取引形態などに介入することになり、税の基本である「国民経済や産業に対する税の中立性」を損なう悪税だといわざるをえない。

(+) 社会党は、国民に多大な負担増を強いるだけでなく産業経済に混乱を引き起こすことになる一般消費税型（取引高税）はもちろん、いかなる大型間接税にも反対である。党は、大型間接税導入中止を強くせまり、臨時国会には重大な決意で臨みたい。このためには、野党の結束が鍵であり、社公両党の書記長合意にある「新消費税粉碎連合闘争本部（仮称）」に民社、社民連も参加いだくように改めて呼びかけたいと思う。また、臨時国会への対応等について協議す

るため、社会、公明両党の党首会談をはじめ民社、社民連との党首会談も提唱したい。

## 労働組合法等の一部を改正する

### 法律案に対する修正案要綱

一 中央労働委員会の公益委員については、  
労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿のうちか

ら両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することに改めるものとすること。(労働組合法第十九条の三第二項及び第三項関係)

二 日本電信電話株式会社に係る調停事件についての実情の公表等の特例措置を廃止するものとすること。(労働関係調整法附則第三条及び第四条関係)

三 国営企業の職員が労働組合の役員として専ら従事する期間の上限は、国営企業の運営の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて国営企業の効率的な運営に資するため、当分の間、七年以下の範囲内で労働協約で定める期間とするものとすること。(国営企業労働関係法附則第三項関係)

#### 修 正 案

##### 労働組合法第十九条の三

2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち四人については、国営企業（国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号に規定する国営企業をいう。第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、同法第二条第二号に規定する職員（以下この章において「国営企業職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働

#### 政 府 案

##### 労働組合法第十九条の三

2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち四人については、国営企業（国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号に規定する国営企業をいう。第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、同法第二条第二号に規定する職員（以下この章において「国営企業職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働

大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

大臣が使用者委員及び労働者委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

#### 労働関係調整法附則第三条及び第四条

附則第三条及び第四条を削る。

#### 国営企業労働関係法附則第三項

第七条の規定の適用については、国営企業の運営の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって国営企業の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

一九八八・五・二〇提出

## 土地基本法案 (社会・公明・民社・社民連共同提案)

したがつて、土地に関する権利には財産権として保護されるものの、土地の利用については、公共の福祉を優先させなければならぬ。これは、すべての国民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない原則である。

しかるに、近時、土地の投機的取引等に伴う地価の高騰、無秩序な市街化による都市機能の低下、社会資本の整備の立遅れ等の弊害が顕著であり、また、土地の所有に係る社会的不平等が拡大しつつある。

このような事態に対処して、特に計画に基づく土地の有効かつ合理的な利用の原則を確立するとともに、土地の投機的取引を規制す

#### 目次

##### 前文

- 第一章 総則(第一条～第五条)
- 第二章 土地に関する基本的施策(第六条～第十四条)
- 第三章 土地行政に関する組織の整備等(第十五条)
- 附則

ること等により適正な地価の形成を図り、及

び良好な宅地の供給を促進することは、国民

生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図

ろうとする我ら国民の解決しなければならな

い課題である。

ここに、土地に関する政策の目標を示すた

め、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (土地に関する政策の目標)

第一条 国の土地に関する政策の目標は、土

地が国民のための限られた資源であるとと

もに、国民の生活及び生産を通ずる諸活動

の共通の基盤であることにかんがみ、計画

に基づく土地の有効かつ合理的な利用の原

則を確立するとともに、土地の投機的取引

を規制すること等により適正な地価の形成

を図り、良好な宅地の供給を促進する等の

ための施策を講じ、もって国民生活の安定

向上と国民経済の健全な発展に寄与するこ

とにあるものとする。

### (國及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、前条の目標

を達成するため必要な土地に関する基本的

かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実

施する責務を有する。

### (国民の責務)

第三条 国民は、その有する土地に関する権

利を公共の福祉に従い行使する責務を有す

る。

2 国民は、土地を投機的取引の対象として

はならない。

### (法制上の措置等)

第四条 国は、第二条の施策を実施するため、

必要な関係法令の制定又は改廃を行わなければならぬ。

2 政府は、第二条の施策を実施するため、

必要な財政上及び金融上の措置を講じなければならぬ。

2 政府は、毎年、国会に、土地の利用

の状況及び政府が土地に関して講じた施策

に関する報告書を提出しなければならぬ。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地の

利用の状況を考慮して講じようとする施策

を明らかにした文書を作成し、これを国会

に提出しなければならぬ。

2 市町村計画は、市町村の区域について定

める市町村全体計画及び市町村の区域のう

ち特定の地区について定める地区詳細計画

とする。

2 市町村計画は、市町村の区域について定

める市町村全体計画及び市町村の区域のう

ち特定の地区について定める地区詳細計画

とする。

2 土地の利用計画は、関係住民の意見が十分反映されたものでなければならず、かつ、自然環境の保全等に十分留意されたものでなければならない。

2 土地に関する権利を有する者は、市町村

計画に従つて、土地を利用しなければならぬ。

2 土地の投機的取引の規制

2 土地の適正かつ合理的な評価制度の確立

2 土地の適正化に資するため、土地の適正かつ合理的な鑑定評価を行うための制度を確立する

ことにより、土地の正常な価格を公示し、及び公的機関による土地の評価制度の一元化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 土地利用計画

2 土地利用計画は、都道府県の区域に

ついて定める土地利用計画、都道府県の区域に

ついて定める土地利用計画及び市町村の区

域について定める土地利用計画（以下「市

町村計画」という。）とする。

2 土地利用計画は、市町村の区域について定

める市町村全体計画及び市町村の区域のう

ち特定の地区について定める地区詳細計画

とする。

2 土地の利用計画は、関係住民の意見が十分反映されたものでなければならず、かつ、自然環境の保全等に十分留意されたものでなければならない。

2 土地に関する権利を有する者は、市町村

計画に従つて、土地を利用しなければならぬ。

2 土地の投機的取引の規制

2 土地の適正かつ合理的な評価制度の確立

2 土地の適正化に資するため、土地の適正かつ合理的な鑑定評価を行うための制度を確立する

ことにより、土地の正常な価格を公示し、及び公的機関による土地の評価制度の一元化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

る。

(宅地の供給の促進)

第十条 国及び地方公共団体は、土地利用計画に基づき、居住環境の良好な宅地の供給を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

(公有地の拡大の推進等)

第十一条 地方公共団体は、良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、公有地の拡大を推進し、公有地の有効かつ適切な利用を図るよう努めなければならない。

2 国は、前項の規定による公有地の拡大の促進を図るため、地方公共団体による土地の取得が円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(土地に関する税制の原則)

第十二条 国及び地方公共団体は、適正な地価の形成に資するとともに社会的公平を確保するため、土地の処分等により生じた利益に対し適正な課税を行うものとする。  
2 国及び地方公共団体は、土地の有効かつ合理的な利用が促進されるよう土地の保有について適正な課税を行うものとする。

(土地に関する情報の整備等)

第十三条 国及び地方公共団体は、土地に関する状況を把握するための調査を実施し、土地行政の基本となる情報を整備するための制度を確立するものとする。

2 国及び地方公共団体は、国民に土地に関する必要な情報を提供し、及び国民の土地に関する意見を聴取するための制度を確立するものとする。

(土地に関する紛争処理)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民の土地に関する紛争を迅速に処理するため必要な施策を講ずるものとする。

(土地行政に関する組織の整備等)

第十五条 国及び地方公共団体は、第二条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、

一九八八・五・一七

## 刑事施設法案ならびに 同施行法案に対する衆院本会議質問

日本社会党・護憲共同

坂上富男

私は、日本社会党・護憲共同を代表して、内閣提出の刑事施設法案、同施行法案について、総理、法務大臣並びに国家公安委員長に対し、反対の立場から質問をいたしたいと思います。

本法案は、明治四十一年に制定された監獄

土地行政の一元化を図る等行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。この法律は、公布の日から施行する。

土地行政の一元化を図る等行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。この法律は、公布の日から施行する。

附 則

土地が国民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、計画に基づく土地の有効かつ合理的な利用の原則の確立、適正な地価の形成、良好な宅地の供給の促進等を図るため、土地に関する政策の目標を示す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

う改正であれば、これに反対すべき理由はありません。しかし、現に提案されておる刑事施設法案は、憲法の理念に立脚して、国際的な人権水準を達成したものとは到底評価することはできません。このような内容の法案が強行成立された場合、国際的な非難の対象ともなりかねないものと憂慮いたしておりますのであります。いかがでございましょう。この点に関して、まず総理の御見解をお伺いいたします。

本法案は、昭和五十五年十一月、法制審議会が法務大臣に答申された「監獄法改正の骨子となる要綱」に基づいて立案されたとされています。しかし、要綱に比して法案は人権保障上後退していると評価せざるを得ない点が実に百カ所以上に上つております。

総理にお伺いいたします。本法案が法制審議会要綱を忠実に法文化しなかつた理由についてお答えください。本法案と同時に提出されておる留置施設法案は、法制審議会の審議を経たものではありません。

総理にお伺いいたします。本法案と留置設置法案をいま一度練り直すため、これを再度法制審議会に差し戻される御意思はないでしょうか。

次に、内容についてありますが、まず第一次に、代用監獄制度の廃止についてであります。

代用監獄は誤判、冤罪の温床と言われてまいりました。近時、相次いで著名な死刑事件について再審が開始され、無罪の判決が下されています。松山事件、財田川事件、そして再審公判中の島田事件、いずれも事実に反する自白が誤判の大きな原因となっていることは周知のところであります。最近の事件でも、旭川日通営業所長殺人事件、お茶の水女子大学寮事件、横浜山下事件など無罪が確定しておる冤罪事件が後を絶たないのであります。そして、これらの事件では、常に本人の自白が存在し、その任意性、信用性が否定されるに至つております。

国家公安委員長及び法務大臣にお伺いいたします。なぜ、警察の取り調べにおいてこのような事実に反した自白が強要されておるのか。その原因は、私は、被疑者の身柄を二十四時間管理する代用監獄制度その中にあると断言いたします。前記の六つの事件について虚偽自白に至つた原因を説明、答弁していただきたいと思うのであります。被勾留者の勾留場所は、現行監獄法でも拘置所が原則です。代用監獄制度は、監獄法施行当時、拘置所の数が不足していたため、やむを得ず認められた特例にすぎません。その後何回か企てられました監獄法改正草案において、政府はその都度、代用監獄の廃止を公約してまいりました。また、また、裁判官のもとに引致後

も警察管理下で被勾留者の身柄を拘禁する制度は、国際人権規約B規約九条三項や一九七九年国際刑法学会ハンブルク決議、第三部会決議七項に違反し、また、欧米先進諸国には全く類例を見ない特異な制度なのであります。ところが、警視庁、法務省は、捜査上の必要性あるいは拘置所増設予算の不足等を理由に、代用監獄の廃止に至る具体的な道筋を示そうといたしません。

総理にお伺いいたします。人権侵害の温床となつてしまいまして代用監獄をいつまで継続するのか。政府は代用監獄を廃止するつもりがおありなのか。もしそうだとすれば、その時期、具体的な予算措置等を明らかにしていただきたいと思います。また、一定期間、代用監獄制度が存続される間にも、その中で人権侵害が発生しないよう経済的措置を定めることが必要であります。ところが、法案に代用監獄制度が存続される間に、留置場内の遵守事項違反の行為に対して戒告の処罰を新設し、拘束具の使用を明確にいたしました。

法務大臣にお伺いいたします。とりあえず、代用監獄廃止までの期間も、否認しておる被疑者や重罪事件の被疑者は代用監獄の対象から除外し、また、懲罰や拘束具の使用等、拷問的に使用される危険性のある規定を削除されるお考えはないのでございましょうか。

第二の問題は、弁護人等との面会の制限についてであります。

ます。

弁護人と被疑者の面会接見交通の権利は憲法第三十四条に由来する極めて重要な基本的人権であります。ところが、刑事施設法案百十条は、この面会を平日の官庁執務時間内を原則とし、日曜や祭日、夜間執務時間外の面会は、刑事施設や留置場の管理運営上支障のない場合に限り、例外的に許されることとなつております。警察の取り調べが深夜に及ぶことは決してまれではありません。取り調べについてのみは時間的制限を設けないで、他方、弁護人の面会の時間を厳しく制限するようなことは到底許さるべきことではありません。

総理にお伺いいたします。被疑者の弁護人依頼権、防御権を尊重して、弁護人との接見について時間的な制限を法案から撤廃されるお考えはありませんか、お伺いをいたします。

また、弁護人、弁護士と被拘禁者の信書の授受は内容の検閲をしないという扱いは、国際的にも確立されているところであります。ところが法案では、獄中から弁護人、弁護士あての信書の内容も検査し、内容によっては削除、抹消することとされています。この点について法案を改められるお気持ちはないか、法務大臣にお伺いをいたします。

第三に、第三者機関の設置についてであります。

か、法務大臣にお伺いをいたします。

第六番目に、受刑者待遇についてお伺い申

すいのは、これが社会から隔離された密室であるからであります。施設から独立し、独自の調査、勧告等の権限を持つた第三者機関の設置は、この行刑の密閉性を打破し、被拘禁者の効果的人権救済の決め手と言えるでありますよう。欧米諸国では制度の導入によつて大きな成果を上げております。第三者機関の設置を図るお考えはないのか、法務大臣のお考えをお伺いいたしたいと思います。

第四番目に、刑事施設内の規律秩序の維持は極めて偏重しております。これについては是正の必要はないか、どのような対策をとられるおつもりか、法務大臣に御見解を承りたいと思います。

第五番目に、被収容者の権利保障についてお伺いいたします。

刑法施設内の医療、面会、信書、図書の閲覧制限、受刑者の面会、死刑確定者の信書と

死刑確定者の拘禁の目的は身柄確保にのみ存在するのであって、その権利を被勾留者以上に制限すべき根拠は何もありません。法務大臣にお尋ねいたします。死刑確定者の待遇は現行法どおり被勾留者の規定を活用するよう改められる御意思はございませんか。

以上のよう、本法案は、憲法の理念、人権の国際水準に達しないばかりか、政府が尊重すべき法制審議会の答申をすら無視し、部分的には現行法より改悪されたものと言わなければなりません。したがつて、本法案については、我が党は、いま一度法制審議会の審議にゆだね、また、その問題点について在野法曹たる日本弁護士連合会の意見をもしんしゃくして、抜本的に改めた上で再提出すべき

か、法務大臣にお伺いをいたします。

第六番目に、受刑者待遇についてお伺い申し上げます。

この点は、法制審議会と法案が最も大きく乖離しておるところであります。法案が、答申にあたつた「処遇にあたつての受刑者の意思の反映」、「日課と日課外時間の明確な区分」、「作業報酬の一般社会水準への引き上げ」、「収容時からの開放処遇」などの先進的规定を排除してしまつた理由を法務大臣に具体的にお伺いしたいと思います。

最後に、死刑確定者待遇についてであります。

死刑確定者の拘禁の目的は身柄確保にのみ存在するのであって、その権利を被勾留者以上に制限すべき根拠は何もありません。法務

大臣にお尋ねいたします。死刑確定者の待遇は現行法どおり被勾留者の規定を活用するよ

ことを要求し、国会の場におけるせつかちな審議には強く反対をし、反対の立場から御質問をいたします。

以上の諸点について総理並びに法務大臣、

一九八八・五・一七

国家公安委員長の御所見を求め、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。した。

私がなぜこのようなことを総理に最初にお尋ねするかと言えば、改正案が、残念ながらやがんだ現状をさらに法的に追認するかの内容になつてゐるからにほかなりません。その最たるもののが代用監獄の恒久化、すなわち留置施設法案であります。国際刑法学会はハンドル大会において、「何人も逮捕もしくは身柄拘束を受けた場合にはすみやかに裁判官ないしそれに代わる司法官憲のもとに引致され、被疑事実を告知されなければならぬ。右司法官憲のもとに出頭後においては被疑者は捜査官憲の拘束下に戻されはならず、通常の警務職員の拘束下に置かれなければならない。」と決議をいたしております。国際法曹委員会のデリー宣言においても同様の趣旨が採択をされているのであります。法制審議会におきましても、五十五年要綱案においては代用監獄の漸減条項が規定されておりました。ところが、廃止に向かうはずの代用監獄を公認、恒久化しようとしているのが五十七年に国会に提出をされた留置設置法案などあります。法曹界も寝耳に水の話として大問

## 留置施設法案、及び海上保安庁の

### 留置施設法案に対する衆院本会議質問

日本社会党・護憲共同

加藤万吉

私は、ただいま議題となりました留置設置法案並びに海上保安庁の留置施設に関する法律案につきまして、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

冒頭、私は、この拘禁四法が、私たちの強い反対を押し切り、本日の本会議の議題とされましたことについて強く抗議をいたします。本案件は、我が国の司法制度に重大な影響を与えるものであり、国会審議がこのような形で行われること自体、司法と民主主義の危機として深刻に受けとめなければならぬからであります。

題となり、本案は一年後に審議に入れないとま  
ま廃案となつたところであります。

法務大臣にお伺いします。法制審が制定を予定、意図もしていかつたこのような法案がなぜ突如として生まれてきたのですか、日本政府はハンブルク決議、デリー宣言をどのように受けとめておられるのか、また、国際潮流に真っ向から反する本案となつたのか、明確にお答えをいただきたいと存じます。

また、総理は、就任以来、世界に開かれた日本、我が国の国際化を強調されておりす  
が、みずからが責任者としてこのような世界に恥じるべき制度を追認、法制化をし、代用監獄を恒久化することは総理の施政方針と矛盾はしていませんか、所見をお伺いいたしたいと思います。

さらに、本案はその策定、国会提出の経過においても極めて異常なものと言えます。刑事施設法の改正は、審議会において四年、法案提出まで二年をかけ、関係者と協議、検討が行われ、原案修正が行われてまいりましたが、いまだに不十分とする声が強く残つています。この点につきましては、法務大臣はどのような御所見をお持ちか、お答えをいただきたいと思いますが、より問題なのは留置施設法案であります。本案に至つては唐突に国会提出が強行され、関係者との意見交換、協議は一回も行われなかつたのであ

ります。また、今回の提出に際しましては警察庁と日弁連との間で意見の交換会が持たれましたものの、警察庁が一方的に話し合いを打ち切り、法案提出を一週間後強行しているのであります。本院及び参議院の法務委員会においては、司法制度の改革に当たつては法務省、最高裁、日弁連の三者の合意を前提にせよという決議が行われております。本案はこの決議に明確に反しているわけであります。法務大臣、国家公安委員長はこの問題をどうとらえているのか、御答弁を求めます。

経過においてさらに異常なことがあります。法案提出後、警察庁は、日弁連が再々否定しているにもかかわらず、日弁連が本案を了承しているかの宣伝をしきりに行い、警察庁と日弁連の関係が悪化しているという点であります。私は、行政府がデマ行為を行い、しかもそれを国会審議のてこに使おうとするならば、これは極めてゆゆしい問題と考えます。この点に関しましては政府全体にかかわる問題でありますから、竹下総理の明快な所見を要求いたします。

そして、こうしたことを考えるなら、代用監獄は一刻も早く廃止をされなければなりません。刑事施設の現状も予算の問題もわかりますが、問題は、捜査と身柄拘束の分離、防護権が問題なのです。しかも、これは世界に恥すべきものであり、国民の基本的人権を侵しているものであります。年間延べ二百五十万人もの人々が留置場に収容されることを考えますならば、代用監獄廃止の決意を政府が固め、その漸減の意思を明らかに

調べがうその自白の原因となり、これがなかつたなら原一審で無罪となつたことは疑いない、そして刑確定後も弁護人との立会人がいない面会と自由な通信ができるならもつと早期に再審の道が開けていただろうとしているのであります。警察庁は今はそのようなことはないと言つておりますが、さきに同僚議員が述べましたように、五十九年の山下事件、六十年のお茶の水女子大事件など、冤罪による無罪判決事件は引きも切らないのが実際であります。今回、捜査と身柄拘束の任務を明確に分離すると言つておりますが、同じ警察署内の単なる役割分担の違いで自白の強要に対する防護権が確立をするのでしょうか。国家公安委員長はこの実態をどう受けとめ、こうした警察の恥部を公認、助長するかの代用監獄の恒久化を図ろうとするのか、お答えをいただきたいと思います。

さて、総理、もう一度強調しますが、留置場における自白の強要が裁判で白日のもとにさらされ、無罪となつた事件は枚挙にいとまがない、死刑確定後三十年、ようやく再審公判が開始をされました赤堀被告の弁護団は、早朝から深夜までの拷問を交えた厳しい取り

し、目標年次を定めて具体的なプログラムを策定するとともに、その間、留置場収容者を制限すべきであります。法務大臣の決意と所見を求めたいと思います。

さらに、具体的な三つの問題についてお伺いをいたします。

第一は、拘束具等の使用及び懲罰の問題であります。こうした規定が被疑者に強迫感を与える精神的な拷問につながることは明らかであります。覚せい剤等の事犯者の例はわからぬことはありませんが、やはり原則禁止、特別の場合には警察の判断によることなく裁判所の許可を求める等が適切と考えますが、公安委員長の所見を求めたいと思います。

第二に、弁護人ととの接見交通権の制限の問題であります。弁護人と接見することは被疑者の人権を守る根本的な問題であり、原則は自由とすべきであります。通信権についても同様であります。この点につきましては国家公安委員長の所見を求めたいと思います。

第三に、勾留請求及び留置事務は本来国の事務であり、留置事務が自治体警察において行われてきたこと自体に大きな疑問があるにもかかわらず、今回団体委任事務としてこれを法的に追認をするのみならず、予算も警察予算とするはどういうことでございましょうか。法務省の事務として予算を従来どおり国から償還すべきであると思いますが、法

務大臣の所見を求めたいと思います。また、自治省はこうしたことをどのように考えているのか、さらに地方自治法の改正が含まれていますが、今回の改正について地方公共団体の意見はどのような形で聴取をされたのか、自治大臣の答弁を求めたいと思います。

私は、以上、本案に対する所見を述べながら質問をしてまいりましたが、我が国の警察はその捜査能力において国際的にも高く評価をされ、またお巡りさんと呼ばれる現場警察官の献身性、勤勉性も評価されているところであります。しかし、一方において警察による不詳事件も頻発しております。私は、国民が安心して安全に暮らせる司法制度の確立のため、警察行政の抜本的改善を含めまして司法制度の改革が必要であり、そのためにも刑事施設法については関係者協議の上で抜本的修正を図り、本留置二法案については撤回をし、関係者、とりわけ日弁連との協議を再開すべきと考えます。総理並びに法務大臣、國家公安委員長の決意をお伺いして、私の質問を終わります。



## 〔今日の焦点〕

# 国境のない一つの欧洲とECの現状

## —「死活の九〇年代」を迎える欧洲共同体—

丸山浩行

### はじめに

いま、「一九九二年問題」が、国際政治の焦点の一つとなっている。これは、欧洲共同体（EC）が、この年までに「国境のない一つの欧洲」（ヨーロッパ・ウイズアウト・フロンティアズ）を実現することを目標にして、各種の施策に精力的に取り組んでいることを指している。

たしかに、欧洲共同体一二六カ国、三億二千万人の人口を結集する「单一市場」（シングル・マーケット）の実現は、ECの経済統合を画期的に前進させるばかりか、その政治的統合の分野でもはかり知れない意義を帶びている。一九九〇年代の国際政治・国際経済の枠組に、それが巨大な地殻変動を及ぼすことは必至の情勢であろう。

筆者は、このほど四月から五月にかけて、EC委員会の招待で、ブルッセル、ストラスブルグ、パリ、西ベルリン、ボン、ロンドンの各地を訪問する機会をえた。この折に、EC公務員やフランス国際関係

### 1 ECと欧洲の経済・政治統合

#### (1) 単一市場と経済統合の新段階

一九七五年三月、第二次世界大戦で荒廃したヨーロッパの重建を期して、フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルクス三国（ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ）の六カ国は、ローマ条約に調印して欧洲経済共同体（EEC）を発足させた。このローマ条約は、ヨーロッパ諸国民の間の「たえず緊密化する一つの同盟」（前文）に基盤をおく遠

大な目的に立って、「共同市場」（コモン・マーケット）を設立し、加盟諸国の経済政策の漸進的均質化を進める（第二条）ことを公約した。

ローマ条約は、さらに、加盟諸国間の域内関税の廃止や域外共通関税・通商政策の確立による「関税同盟」化（第三条a、b項）、商品・人・サービス・資本の自由な移動にたいする障害の廃止と「共同市場」化（同c項）、農業などの分野における共通経済政策の採用と「経済同盟」化（同d項）などの基本目標の段階的実現を約束していたのである。

いっぽんに、特定地域の経済統合は、①自由貿易圏（域内の商品の自由な移動）、②関税同盟（域内関税の廃止と共通对外関税の設定）、③共同市場（商品・人・サービス・資本の自由移動が保障される域内障壁のない単一の共同市場）、④経済同盟（加盟諸国の共通経済政策の確立）、⑤完全な経済統合（「歐州同盟」など政治統合を伴う高次の経済統合）などの順に実現されるものだと見なされている。ローマ条約は、明らかに、このような手順でヨーロッパ大陸に「一つの歐州同盟」を実現する遠大な目的に立っていたのである。

ところが、この「共同市場」化を「一二年間の過渡期間内に達成」（第八条）するとした、ローマ条約の目論見は必ずしも期待通りのものとはならなかつた。というのは、次のような事情が作用していたからである。まず、たしかに域内の関税率は一九五九年以降、毎年一〇%ずつ引き下げられて、一九六八年には全廃されることになつた。これによつて、一九六八年七月から予定より一年半も早く「関税同盟」が発足することができた。また、その前年の一九六七年には「共同体執行機関の融合に関する条約」が発効して、歐州経済共同体（EEC）、歐州石炭・鉄鋼共同体（ECSC）、歐州原子力共同体（EURATOM）の三共同体の機関がEEC機関を中心に統合され、今日のEC委員会、歐州理事会、歐州議会などが誕生した。けれども、「関税同盟」の実現に満足した歐州共同体諸国は、それから「共同市場」への発展に余り熱心ではなく、それは遅々として進展しなかつた。一九七〇／八

○年代の時期は、ECにとつてその経済統合の停滞期であつたのである。

この停滞色を打破したのが、一九八五年にEC委員会がミラノの欧州委員会に提出した『域内市場の完成のために』（白書）である。これをうけて、『单一歐州議定書』（シングル・ヨーロッピアン・アクト）が一九八七年に発効した。これは、「関税同盟」から「共同市場」への移行を一九九二年を目途に実現するとともに、さらにその余勢をかつて、かねてからの念願である「経済同盟」や「政治同盟」への歐州統合を達成し、文字通りに「国境のない一つのヨーロッパ」を実現しようとする野心的計画を盛り込んだものである。

## （2）政治統合と「歐州同盟」への夢

先に紹介した『单一歐州議定書』は、この「共同市場」から「経済同盟」への展開となるんで、「歐州同盟」（ヨーロッピアン・ユニオン）へのより高度の政治的統合を展望している。これはローマ条約にうたわれたヨーロッパ諸国民の間の「たえず緊密化する一つの同盟」の実現という遠大な目的を具体化するもので、「構成諸国間の関係を総括して歐州同盟に切り換える」ことを念頭においている。この「歐州同盟」（ヨーロッピアン・ユニオン）という観念は、一九七二年のパリ首脳会議の宣言によって始めて言及され、その後、一九七五年のティンデマーンス・ベルギー首相（当時）の「歐州同盟に関する報告」、一九八一年のゲンシャー・コロンボ共同提案（歐州同盟議定書案）、一九八三年の歐州理事会による「歐州同盟に関する厳肅なる宣言」、一九八四年の歐州理事会による「歐州同盟に関する文書」などの文書を経て、次第に具体化されてきたものである。これらの構想に共通するのは、歐州共同体（EC）を「経済同盟」に発展させるためには、「国境のない一つのヨーロッパ」という「政治同盟」への展開が不可欠であるとの認識である。そこには、共通の安全保障政策や外交政策の樹立が不可欠である。そ

うした認識が次第に強まっている事実に注目しなければならない。

かつて、チャーチルは一九四六年のチューリッヒ大学の演説で、「ヨーロッパ合衆国」（ユニテッド・ステーツ・オブ・ヨーロッパ）のアイデアに言及したことがある。その後、「歐州防衛共同体」や「歐州政治共同体」などの構想が取り上げられたが、それはいずれも流産の憂き目にあつてゐる。ECはこれらの構想にかわつて、大市場の理論、規模の経済性を追求する理論の影響下に、ヨーロッパの経済統合から政治統合への展望をおつてきたのである。それは、いま『單一歐州議定書』によつて、「歐州同盟構想」として具体化されようとしている。

これは、ヨーロッパ大陸における巨大な「政治同盟」の誕生を意味している。原加盟国のフランス、西ドイツ、イタリア、ベネルックス三国に加えて、一九七三年加盟のイギリス、アイルランド、デンマーク、一九八一年加盟のギリシャ、一九八六年加盟のスペイン、ポルトガルを含めて、合計一二カ国、三億二〇〇〇万人の一大「歐州同盟」の誕生は、国際政治に巨大な地殻変動をもたらすことになろう。

## 2 シングル・マーケットへの経済的誘因

### (1) 「関税同盟」の限界の露呈

一九五八年に「関税同盟」として発足したECの経済的目的は、①貿易転換効果、②貿易創出効果、③貿易拡大効果の三つを実現することにあつた。このうちの「貿易転換効果」は、「関税同盟」の形成によって、域外の国（アメリカや日本）からの輸入に代わつて域内の他の国からの輸入が拡大し、域外諸国からの輸入が排除されることである。また、「貿易創出効果」とは、域内関税が撤廃され、しかも域外諸国からの輸入が排除されることから、域内で新しく貿易が創出される効果のことである。さらに、「貿易拡大効果」は、これら二つの効果に

よつて、ECの貿易が拡大されることである。  
さて、世界貿易にしめるECの地位（シェア）は、一九五八～七三年の時期に上昇して、一九七三年にピーク（輸出三六・四%、輸入三六・二%）に達したが、その後には低迷している。これから明らかにように、「関税同盟」の効果は、一九七三年にピークに達したが、その後にはほぼ消滅してしまつたのである。ECの「関税同盟」から「共同市場・経済同盟」への転換は、この「関税同盟」の効果消滅やその限界露呈を克服するための経済的誘因を背景とするもののようにである。

### (2) キャッチ・アップ経済の弱点

「関税同盟」の効果が顕著であつた一九五〇年代末、六〇年代は、EC（歐州共同体）の黄金時代であつた。膨大な復興需要の他に、アメリカから流入した最新型の重化学工業技術やその生産・管理技術、低廉かつ豊富なエネルギー資源などが与えられ、しかも、国家の拡張的な財政・金融政策やIMF・ガット体制の確立など内外の資本蓄積促進機構が健全に作用していた。これらのせいで、EC諸国は、急速なキャッチ・アップに成功した。一九五八～七三年の二〇年間におけるEC諸国の年平均GDP成長率は五%弱で、この数字は、第一次世界大戦前や戦間期の成長率に比べて二倍ないしそれ以上だつた。「関税同盟」の三効果がそれをさらに促進したのは否めない現実だつた。  
けれども、一九七四～七五年に始まる世界不況とともに、EC諸国の資本蓄積基盤は劇的に縮小した。その高度経済成長は、突如として終焉を遂げてしまつたのである。この供給・蓄積基盤縮小への需要膨張型（拡張的）政策対応の帰結として、スタグフレーションの時代がかつての高度成長の時代にとつてかわつた。一九五〇～六〇年代のミニクロ経済の柔軟性とマクロ経済の安定性の好循環が失われ、そのかわりにミクロ経済の硬直性とマクロ経済の不安定性の悪循環が支配的と

なった。EC諸国の年平均実質付加価値成長率は、一九六〇～七三年の四・五%から、一九七三～八三年の一・八%へと半減以下に減速した。このような成長力の構造的低下を一国単位で回復するのは困難であり、これが「関税同盟」から「共同市場・経済同盟」への転換や「シングル・マーケット」結成をうながす一大要因であつたのである。

### (3) ナショナル・チャンピオンからEC規模のハイテク企業の育成

一九五〇～六〇年代に支配的だつたEC諸国の産業政策は、「ナショナル・チャンピオン政策」と呼ばれた。これは、EC諸国の産業構造に寡占型産業組織をもたらし、その經營・管理上の保守的性格とあいまつて、科学技術集約分野におけるEC諸国たちの立ち遅れの一要因となつた。ECの優位部門は、化学工業（医薬品、農薬、染料など）くらいなもので、マイクロエレクトロニクスなど高付加価値・高成長部門の立ち遅れはかなり深刻である。とくに、「一九九〇年代の不可欠のインフラストラクチャーであり、最大の競争力要因」である（EC委員会）と考えられている「電気通信産業」の立ち遅れが顕著であり、これへの対処が必要となるにつれて、「ナショナル・チャンピオン政策」から「共同市場」の形成と競争政策への転換が不可避となつたようである。

## 3 EC経済統合の政策体系

### (1) 域内・域外の政策体系

「シングル・マーケット」（单一市場）から「経済同盟」へのEC経済統合を促進する政策体系には、域内政策と域外政策の両面がある。さて、「域内政策」の最大のポイントが「共同市場」を大胆に推進することである。これには①生産要素（商品・サービス・人・資本）の自由な移動、②法的・技術的障壁（税制・会社法・基準・認証）の廃棄、

③「単一市場」内部での競争政策の展開などがある。また、「域内政策」のもう一つのポイントは「共通経済政策」にある。これには、①部門別政策……共通農業政策（CAP）、漁業・エネルギー、運輸、産業・研究開発（エスプリ、レイス、ユーレカ）、と②一般政策……経済・通貨同盟（EMS）、構造政策（地域開発、社会政策、農業改善政策）とがある。

次に、「域外政策」だが、これには「対開発途上国政策」と西側諸国や東側諸国への共通域外政策の両面がある。まず、「対開発途上国政策」を取り上げると、これは①多国間協定（ロメ協定……ACP諸国）と、②二国間協定（イスラエル、エジプト、マシュレク諸国、マグレブ諸国）からなる「地域連合政策」があり、ついで、グローバル・レベルの政策（貿易協定、食糧援助、NGO援助、EC一般特恵制度）がある。

また、先進工業諸国を対象とする「域外政策」には、「先進国首脳会談」（サミット外交）や米国・日本などへの共通外交・通商政策の展開があるが、この他に重要なのが、パレスチナ問題、欧州とアラブの対話、大西洋関係、インドシナ難民問題、アフガニスタン問題、アフガニスタン問題、ボーランド問題などへの共通政策の協議と共同対処がある。国連総会などの重要国際会議における投票行動において、EC諸国はほぼ八割まで同一投票の傾向を示すと言われば、ECはしだいに「統一された政治勢力」として行動するようになつてきただのである。さらに、ECは最近、「経済相互援助会議」（セフ、コメコン）との間に、公式関係を樹立する「共同宣言」を調印したが、これはヨーロッパ大陸を分断する二大ブロックの対立に終止符をうち、ECの「一つの欧州」構想の具現化への第一歩として注目される。

#### 4 「経済同盟」へのECの課題

##### (1) ECの自主財政基盤の強化

「二つの欧洲」を展望するECの当面の課題は、自主財政基盤を強化して、「单一市場」から「経済同盟」や「政治同盟」への独自の取り組みを強化することにある。ECの財政規模（一九八七年度）は、三六四億七〇〇万エキュー（一ECUはおよそ一・二ドルに相当）だが、その歳出構造を見ると、六六・四%が共通農業政策にあてられ、以下地域開発七・四%、社会政策七・二%、研究・産業・エネルギー・運輸二・七%、対外経済協力三・四%、返済金八・一%、行政費四・八%となつていて。一見して、共通農業政策への価格支持支出が、EC財政の大半を占めて著しい硬直化を呼んでいる事実が明らかとなる。他方で、その歳入構造を取ると、VAT（付加価値税）が六二・八%、関税収入二六・八%、農産物輸入課徴金五・七%、砂糖課徴金三・三%、その他（拠出金など）〇・八%となつていて。自主財政の最大基盤がVAT（付加価値税）収入にあることは明白である。これまで、加盟諸国のVAT（付加価値税）収入の一%以内を目指してきましたが、この天井が一九八四年度から一・四%に引き上げられ、一九八八年度から一・七%に再び引き上げられて、ECの自主財政基盤の強化が図られている。

##### (2) マクロ・ミクロの経済政策の均質化

一九八八年二月一八日に発表されたEC委員会の「一九八八年度経済情勢外観」（不確実性の克服）は、「複数目標間の固有の矛盾」と「政策手段の限界」を指摘している。「金融政策のみでインフレーションを低下させ、為替レートを管理し、通貨供給と利子率を安定させることはできない」とし、また、「財政政策だけで公的債務の安定化・対GNP

表 シングル・マーケットの基本構図

手段／マーケット	商 品	サ ー ビ ス	人・労働力	資 本
市場アクセス	●域内・EC国境コントロールの廃棄 ●技術的規制・付加価値税率・物品税率の標準化。 ●貿易政策同質化。	●銀行・保険の許認可制約の廃止。 ●割当制の廃止と沿岸貿易の自由化 ●域内・地域航空市場のアクセス。	●人に対する域内EC国境コントロールの廃止。 ●EC人への居住者要件の緩和。	●為替コントロールの廃止。 ●加盟諸国間の有価証券の自由移動。 ●産業協力・企業移動の促進措置。
競争の条件	●産業の国家支援 ●公共調達自由化 ●合併コントロール	●航空産業への競争政策の導入。 ●サービス市場における財政・規制の均質化。	●ヨーロッパ職業訓練カード。	●買収・特殊規制。 ●二重課税・証券課税・親子会社連関への財政的均質化。
市場活性化	電気通信R&Dへの特別提言。 ●標準、標章、会社法の改定。	●市場・会社・銀行保険規制均質化。 ●道路運輸のEC許認可。 ●カード支払のEC基準。	●移民所得税・職業訓練の均質化。 ●ディプロマの相互承認。	●産業・商業財産法の調和化。 ●共通破産法。
分野別政策	●国境廃止・獣医政策の共通農業政策。 ●鉄鋼の補助削減	●陸上運輸の非常事態規制。 ●航空産業におけるアクセス・設備・運賃の共通政策。	●労働力市場条項。	●EMSの強化。

(出所) 『ヨーロッパ域内市場』王立国際問題研究所 1988年。

比率の削減や、供給サイドの改善と需要サイドの増強を同時に達成するには不可能である」から、金融・財政政策やそのミックスにおける「目標プライオリティの選択」が不可欠となる。この面で、EC域内の「単一市場」の実現は、ECの「共通成長戦略」の基盤であり、これを迅速かつ全面的に達成することが、マクロ・ミクロの経済政策の均質化の前提であり帰結であるとされている。

### (3) 共通産業政策の確立

「域内単一市場」（シングル・マーケット）は、規模の経済性を追求するものである。従来の「ナショナル・チャンピオン政策」は市場の分断化に対応するものであり、各種障壁の除去と域内単一市場の形成とともに、EC規模でがうまれ、これが新たな共通産業政策の基盤だとされている。だが、「規模の経済性」の追求は他面で巨大な「埋没費用」（サンク・コスト）の累積やEC規模の寡占企業（自然独占性）を生み出すものである。これは「单品大量生産時代」に固有の効率性基準であり、日米経済において支配的な複数の経済主体間のネットワークの結び付きが生む「範囲の経済性」や「連結の経済性」追求から見ると、やや時代遅れの感がある。ともあれ、「エスプリ」「レイス」「ユーレカ」などの先端技術開発計画を基盤として、ECは共通産業政策の樹立と日米の先端産業からの挑戦に対処しようとしている。

### (4) 価格支持から構造政策への共通農業政策の転換

ローマ条約第九条は、共通農業政策の目標として、①農業生産の増大、②農民に対する公平な生活水準の確保、③市場の安定、④供給の保障、⑤消費者への合理的価格による食糧供給の五点を掲げている。ECはこのような目標実現のために、また、①単一市場（域内流通の自由化と統一価格）、②域内優先（関税輸入課徴金、国際価格との格差分に相当する輸出払戻金などによる域内農業の保護）、③財政連帶

（自主財源による農業指導保障基金の設立と自主運営）の三原則を確立した。こうして、EC諸国は、かつての食糧不足状態から恒常的な過剰生産にまで農業生産力を発展させた。けれども、その財源負担は余りにも重く、EC財政の硬直化の主因となつてしまつたために、現在では、補助を必要としない高生産性農業へと「価格支持政策から構造政策」への転換が模索されているが、その前途はなかなか容易なものではないようである。

### 結びにかえて

EC関係者は、一九九〇年代を「死活の九〇年代」（ドウ・オア・ダイ・ディケイド）と呼んでいる。「シングル・マーケット」実現に死力をつくすか、無為に時間を過ごして死滅するかの死活の時代だという重大決意が、そこにこめられているようである。しかし、原理的には多角・無差別を原理とするグローバリズムの世界で、ECが、地域的な経済・政治統合の達成に全力を尽くすのは、かなり重大なインパクトを及ぼすことになろう。すでに、アメリカはカナダとの間に「米加自由貿易圏協定」を締結している。はたして、グローバリズムは空洞化して、リージョナリズムに場を譲ることになるのだろうか。

また、米ソの東西対立・協調を基本としてきた世界政治の構図に、「一つのヨーロッパ」をスローガンとする歐州政治同盟の登場は大きな地殻変動をもたらすことになる。それは、米ソ二極化時代の終焉と多極化世界の誕生を意味するのだろうか。いずれにせよ、ECの動向とそのインパクトから目をはなせない時代がやってきたようである。

（党・政策審議会書記）

編集後記

★このところ、「ラスト・エンペラー」、「太陽の帝国」「敦煌」（現時点未公開）など、中国を舞台とした映画が話題を呼んでいる。その中でも「芙蓉鎮」（謝譜監督）は、単に舞台が中国というのではない、現代中国映画の秀作である。「文化大革命」をはさんで、米豆腐屋を営む胡玉音という女主人公とその周りの人々との物語。「文革」という政治に翻弄される人民の姿を見事に描ききっている。米豆腐屋を営む主人公は、純朴な夫とともに一所懸命払い下げの屑米を夜なまで白で引き、働いている。店は繁盛して小金もたまる。しかし夫婦は資本主義の復活を図る新富農として批判され、店も没収される。夫も失った胡玉音は、激しい文革の中からつての反右派闘争で失脚したインテリの秦書田と結ばれるが、その仲も引き裂かれる。長い苦しい文革期も終り、秦書田も芙蓉鎮に帰ってくる。

★映画は現代中国の姿を、芙蓉鎮という小さな町の人々を通して素晴らしい映像で捉えた。とくに、罰として毎朝街路の掃除を課せられる胡玉音と秦書田の二人が結ばれていくシーンは四季の移り変わりの描写を背景に美しい。社会主義であっても権力というものの

おぞましさ、そしてどのような歴史の過酷な渦の中でも生きることの素晴らしさを訴えている。謝譜監督は、この映画を単なる文革批判にとどめていない。なぜなら、「百花齊放」「百家争鳴」後の「反右派闘争」までも批判的に捉えているからだ。

★筆者は「経済体制改革」が提起されている時期に訪中した際、「経済体制改革」を本気で推進しようとするならば、必然的にそれは「政治体制」の改革を伴わねばならないことを報告書で指摘したが、政治体制の改革はまた歴史の読み直しを問うていてことでもある。これはソ連の「ペレストロイカ」においても同様であろう。現在ソ連ではかつて不徹底に終わったスターリン批判の中で、ブハーリンの復権や更にはトロツキーのロシア革命に果した役割の評価にまですすもうとしている。これらら中ソ等の動きを逆戻りさせることは可能だろうか？ 帰郷後、かつて勤めた県の文化会館の館長の職を辞退した秦書田は、世の中が「いつまた変わるか分からぬからね」とつぶやく。これほど痛烈な皮肉もない。これは文革で翻弄された謝譜監督自身の思いでもあろう。ソ連にしろ、中国にしろ最早改革の針を戻すことはできないだろう。

★それでも邦画の人気は低迷状態。関係者奮起を望みたい。

(W)

政策資料編集委員会

委員長 伊藤茂  
編集委員 岩垂寿喜男 細谷治嘉 小野信一

小林恒人 田中恒利 水田久保 中村茂 稲田亘 矢田部理 佐間田勝美 押田三郎 村沢牧 稲田恒一 渡辺 清水永井孝信 安田修三 戸田菊雄 永井修三 上原康助 河上民雄 勇仰

会計監査	佐藤敬治	温井寛	矢田部理	佐間田勝美	押田三郎	村沢牧	稻田恒一	渡辺 清水永井孝信 安田修三 戸田菊雄 永井修三 上原康助 河上民雄 勇仰
兼事務局長	鈴木和美							

「政策資料」購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五〇円
年間購読料	四二〇〇円（前納）	
ご送金は左記へお願ひいたします。		
郵便振替	東京8-180821	
又は		

大和銀行 普通 203888  
衆議院支店 日本社会党政策審議会

# 絶賛発売中!!

## 第112回《1988年度版》

# 国会報告

—生活重視の制度改革をめざして—

第1部 第112国会をふりかえって

第2部 国会活動の焦点

I 経済・財政政策の転換を求めて

予算案／不公平税制の是正と減税要求／地方財政の確立 など。

II 土地と産業政策の転換を求めて

土地／農産物自由化／総合交通／郵便貯金／電気通信／エネルギー／国有林／漁業、など。

III 医療、福祉、消費者保護を求めて

年金／悪徳商法の追放 など。

IV 教育と人権優先の社会を求めて

臨教審法案／政治姿勢／拘禁四法案／労働基本権／エイズ予防法案／差別を許さない etc。

V 軍縮と平和の世界を求めて

日米共同作戦／核軍縮／ODA など。

第3部 法案一覧と解説

問題点とわが党の態度／政党別賛否

価格：900円（送料：1冊250円）

発行／日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館内

電話 東京03(581)5111第(代表) 内線3880～4番



昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1988年7月1日発行

政策資料第262号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 衆議院第一会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

**定価 300円 (送料 50円)**

---